

農整第250号
令和4年8月9日

(一社) 富山県建設業協会長 殿

富山県農林水産部長



農林水産部 土木工事共通仕様書の一部改正について

「農林水産部 土木工事共通仕様書」の一部を別紙、新旧対照表のとおり改正し、令和4年8月15日以降の決裁に係る工事から適用することとしたので、関係者への周知方、ご協力をお願いします。

(事務担当 農村整備課 技術管理係)

TEL 076-444-3299

「富山県 農林水産部 土木工事共通仕様書」(R4.8月) の改正概要について

1. 改正の趣旨

土木工事共通仕様書は、農林水産部所管工事での各作業順序、使用資材・材料の品質、数量、仕上げ程度施工方法等工事を施工する上で必要な技術的要求、工事内容を説明したもののうち定型的な内容を盛り込み作成された図書である。

今回「森林整備保全事業標準仕様書(林野庁)」及び「土木工事共通仕様書(農村振興局)」等の一部改正を受けて、農林水産部土木工事共通仕様書を一部改正するものである。

2. 改正の概要

【第1編 共通編】

- ・全般
 - ・行頭文字の字句修正

第1章 総則

第1節 総則

- (1-1-6 低入札価格調査対象工事の措置)
- (1-1-14 施工体制台帳及び施工体系図)
 - ・建設業法の改正にともなう字句修正

【第2編 農業農村整備事業編】

- ・全般
 - ・行頭文字の字句修正

第1章 施工共通事項

第4節 基礎工

- (4-4-2 標識工)
 - ・半自動溶接作業における施工経験6ヶ月の追記
- (1-20-9 トンネル仮設費)
 - ・ずいどう等建設工事における粉じん対策に関するガイドライン改定に伴う改定

第8章 管水工事

- (8-2-2 トンネル仮設費)
 - ・布設接合
 - ・管長5m以上で呼び径700mm以上の布設事項の記載の削除
 - ・3. 枕木及び梯子胴木基礎工の記載の削除

第18章 ため池改修工事

- (18-3-9 掘削土の搬出工)
 - ・建設汚泥処理土利用基準の策定に伴う改正

【第3編 森林整備保全事業編】

第1部 森林土木工事共通

3-4-4 既製杭工

3-4-9 鋼矢板基礎工

・半自動溶接作業における施工経験6ヶ月の追記

改正工事共通仕様書の施行は、令和4年8月15日。また、富山県HPによる公開をあわせて行うこととしている。

新 旧 対 照 表

【 土木工事共通仕様書 】 共通編

改 正 後	現 行	備 考
<p style="margin-left: 20px;">イ [省略] (2) ~ (4) [省略] 2 【省略】</p> <p style="margin-left: 40px;">1-1-47 ~ 1-1-54【省略】</p> <p style="text-align: center;">第2章 材 料</p> <p>第1節 ~ 第4節 【省略】</p> <p>第5節 鋼 材</p> <p style="margin-left: 40px;">2-5-1 ~ 2-5-6【省略】</p> <p>2-5-7 ガードレール等</p> <p>1 ガードレール</p> <p style="margin-left: 20px;">(1) [省略] ア [省略] (2) [省略] ア [省略] (3) ブラケット ア JIS G 3101 (一般構造用圧延鋼材) (4) [省略] ア [省略] イ [省略]</p> <p>2 ガードケーブル</p> <p style="margin-left: 20px;">(1) [省略] ア [省略] (2) [省略] ア [省略] (3) [省略] ア [省略] (4) [省略] (5) [省略] (6) [省略] ア [省略] イ [省略]</p>	<p style="margin-left: 20px;">2) [省略] (2) ~ (4) [省略] 2 【省略】</p> <p style="margin-left: 40px;">1-1-47 ~ 1-1-54【省略】</p> <p style="text-align: center;">第2章 材 料</p> <p>第1節 ~ 第4節 【省略】</p> <p>第5節 鋼 材</p> <p style="margin-left: 40px;">2-5-1 ~ 2-5-6【省略】</p> <p>2-5-7 ガードレール等</p> <p>1 ガードレール</p> <p style="margin-left: 20px;">(1) [省略] 1) [省略] (2) [省略] 1) [省略] 新 規</p> <p style="margin-left: 20px;">(3) [省略] 1) [省略] 2) [省略]</p> <p>2 ガードケーブル</p> <p style="margin-left: 20px;">(1) [省略] 1) [省略] (2) [省略] 1) [省略] (3) [省略] 1) [省略] (4) [省略] (5) [省略] (6) [省略] 1) [省略] 2) [省略]</p>	<p style="color: red; margin-top: 50px;">行頭文字の字句 修正</p> <p style="color: red; margin-top: 50px;">追記</p> <p style="color: red; margin-top: 50px;">行頭文字の字句 修正</p>

新 旧 対 照 表

【 土木工事共通仕様書 】 共通編

改 正 後	現 行	備 考
<p>3 ガードパイプ</p> <p>(1) [省略]</p> <p style="padding-left: 20px;">ア [省略]</p> <p>(2) [省略]</p> <p style="padding-left: 20px;">ア [省略]</p> <p>(3) [省略]</p> <p style="padding-left: 20px;">ア [省略]</p> <p>(4) [省略]</p> <p style="padding-left: 20px;">ア [省略]</p> <p style="padding-left: 20px;">イ [省略]</p> <p>(5) [省略]</p> <p style="padding-left: 20px;">ア [省略]</p> <p style="padding-left: 20px;">イ [省略]</p> <p>第6節 ～ 第13節 【省略】</p>	<p>3 ガードパイプ</p> <p>(1) [省略]</p> <p style="padding-left: 20px;">1) [省略]</p> <p>(2) [省略]</p> <p style="padding-left: 20px;">1) [省略]</p> <p>(3) [省略]</p> <p style="padding-left: 20px;">1) [省略]</p> <p>(4) [省略]</p> <p style="padding-left: 20px;">1) [省略]</p> <p style="padding-left: 20px;">2) [省略]</p> <p>(5) [省略]</p> <p style="padding-left: 20px;">1) [省略]</p> <p style="padding-left: 20px;">2) [省略]</p> <p>第6節 ～ 第13節 【省略】</p>	

新 旧 対 照 表

【 土木工事共通仕様書 】 農業農村整備事業編

改 正 後	現 行	備 考																								
<p>第2編 農業農村整備事業編</p> <p>第1章 施工共通事項</p> <p>第1節 ～ 第3節 【 省 略 】</p> <p>第4節 基礎工</p> <p>1-4-1 【 省 略 】</p> <p>1-4-2 既設杭工</p> <p>1 【 省 略 】</p> <p>2 鋼杭工</p> <p>(1)～(2) 【省略】</p> <p>(3) 【省略】</p> <p>ア 溶接工は、J I S Z 3801（手溶接技術検定における試験方法及び判定基準）又はJ I S Z 3841（半自動溶接技術検定における試験方法及び判定基準）に定められた試験のうち、その作業に該当する試験（又は同等以上の検定試験）に合格した者で、かつ現場溶接の施工経験が6ヶ月以上の者でなければならない。</p> <p>なお、同等以上の検定試験とは、WE S 8106（基礎杭溶接技能者の資格認証基準：一般社団法人日本溶接協会）をいう。</p> <p>イ 【省略】</p> <p>ウ 【省略】</p> <p>エ 【省略】</p> <p>オ 【省略】</p> <p>カ 【省略】</p> <p>表 3-4-1 現場円周溶接部の目違いの許容値</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">外 径</th> <th style="width: 20%;">許容値</th> <th style="width: 60%;">摘 要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>700mm 未満</td> <td>2mm 以下</td> <td>上杭と下杭の外周長の差で表し、その差を$2\text{mm} \times \pi$以下とする</td> </tr> <tr> <td>700mm 以上 1,016mm 以下</td> <td>3mm 以下</td> <td>上杭と下杭の外周長の差で表し、その差を$3\text{mm} \times \pi$以下とする。</td> </tr> <tr> <td>1,016mm を越え 2,000mm 以下</td> <td>4mm 以下</td> <td>上杭と下杭の外周長の差で表し、その差を$4\text{mm} \times \pi$以下とする。</td> </tr> </tbody> </table>	外 径	許容値	摘 要	700mm 未満	2mm 以下	上杭と下杭の外周長の差で表し、その差を $2\text{mm} \times \pi$ 以下とする	700mm 以上 1,016mm 以下	3mm 以下	上杭と下杭の外周長の差で表し、その差を $3\text{mm} \times \pi$ 以下とする。	1,016mm を越え 2,000mm 以下	4mm 以下	上杭と下杭の外周長の差で表し、その差を $4\text{mm} \times \pi$ 以下とする。	<p>第2編 農業農村整備事業編</p> <p>第1章 施工共通事項</p> <p>第1節 ～ 第3節 【 省 略 】</p> <p>第4節 基礎工</p> <p>1-4-1 【 省 略 】</p> <p>1-4-2 既設杭工</p> <p>1 【 省 略 】</p> <p>2 鋼杭工</p> <p>(1)～(2) 【省略】</p> <p>(3) 【省略】</p> <p>1) 溶接工は、J I S Z 3801（手溶接技術検定における試験方法及び判定基準）に定められた試験のうち、その作業に該当する試験（又は同等以上の検定試験）に合格した者で、かつ現場溶接の施工経験が6ヶ月以上の者でなければならない。</p> <p>ただし、半自動溶接を行う場合は、J I S Z 3841（半自動溶接技術検定における試験方法及び判定基準）に定められた試験の種類のうち、その作業に該当する試験（又はこれと同等以上の検定試験）に合格した者でなければならない。なお、同等以上の検定試験とは、WE S 8106（基礎杭溶接技能者の資格認証基準：一般社団法人日本溶接協会）をいう。</p> <p>2) 【省略】</p> <p>3) 【省略】</p> <p>4) 【省略】</p> <p>5) 【省略】</p> <p>6) 【省略】</p> <p>表 3-4-1 現場円周溶接部の目違いの許容値</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">外 径</th> <th style="width: 20%;">許容値</th> <th style="width: 60%;">摘 要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>700mm 未満</td> <td>2mm 以下</td> <td>上杭と下杭の外周長の差で表し、その差を$2\text{mm} \times \pi$以下とする</td> </tr> <tr> <td>700mm 以上 1,016mm 以下</td> <td>3mm 以下</td> <td>上杭と下杭の外周長の差で表し、その差を$3\text{mm} \times \pi$以下とする。</td> </tr> <tr> <td>1,016mm を越え 1,524mm 以下</td> <td>4mm 以下</td> <td>上杭と下杭の外周長の差で表し、その差を$4\text{mm} \times \pi$以下とする。</td> </tr> </tbody> </table>	外 径	許容値	摘 要	700mm 未満	2mm 以下	上杭と下杭の外周長の差で表し、その差を $2\text{mm} \times \pi$ 以下とする	700mm 以上 1,016mm 以下	3mm 以下	上杭と下杭の外周長の差で表し、その差を $3\text{mm} \times \pi$ 以下とする。	1,016mm を越え 1,524mm 以下	4mm 以下	上杭と下杭の外周長の差で表し、その差を $4\text{mm} \times \pi$ 以下とする。	<p>半自動溶接作業 についての基準 改正</p> <p>行頭文字の字句 修正</p> <p>許容値の改正</p>
外 径	許容値	摘 要																								
700mm 未満	2mm 以下	上杭と下杭の外周長の差で表し、その差を $2\text{mm} \times \pi$ 以下とする																								
700mm 以上 1,016mm 以下	3mm 以下	上杭と下杭の外周長の差で表し、その差を $3\text{mm} \times \pi$ 以下とする。																								
1,016mm を越え 2,000mm 以下	4mm 以下	上杭と下杭の外周長の差で表し、その差を $4\text{mm} \times \pi$ 以下とする。																								
外 径	許容値	摘 要																								
700mm 未満	2mm 以下	上杭と下杭の外周長の差で表し、その差を $2\text{mm} \times \pi$ 以下とする																								
700mm 以上 1,016mm 以下	3mm 以下	上杭と下杭の外周長の差で表し、その差を $3\text{mm} \times \pi$ 以下とする。																								
1,016mm を越え 1,524mm 以下	4mm 以下	上杭と下杭の外周長の差で表し、その差を $4\text{mm} \times \pi$ 以下とする。																								

新 旧 対 照 表

【 土木工事共通仕様書 】 農業農村整備事業編

改 正 後	現 行	備 考
<p>キ 【省略】 ク 【省略】 ケ 【省略】 コ 【省略】 (4) 【省略】 3 【 省 略 】</p> <p>1-4-3 ~1-4-10 【 省 略 】</p> <p>第5節 石、ブロック積 (張) 工</p> <p>1-5-1 ~1-5-5 【 省 略 】</p> <p>第6節 法面工</p> <p>1-6-1 ~1-6-3 【 省 略 】</p> <p>1-6-4 法面吹付工 1 ~ 9 【 省 略 】 10 受注者は、<u>二</u>層以上に分けて吹付ける場合、層間にはく離が生じないように施工しなければならない。また、打継面を良く清掃して、吹付けなければならない。 11 ~ 12 【 省 略 】</p> <p>1-6-5 法枠工 1 【 省 略 】 (1) ~ (4) 【省略】 (5) 【省略】 ア 【省略】 イ 【省略】 ウ 【省略】 エ 【省略】 オ 【省略】 2 【 省 略 】 (1) 【省略】 ア 【省略】 イ 【省略】 ウ 【省略】</p>	<p>7) 【省略】 8) 【省略】 9) 【省略】 10) 【省略】 (4) 【省略】 3 【 省 略 】</p> <p>1-4-3 ~1-4-10 【 省 略 】</p> <p>第5節 石・ブロック積 (張) 工</p> <p>1-5-1 ~1-5-5 【 省 略 】</p> <p>第6節 法面工</p> <p>1-6-1 ~1-6-3 【 省 略 】</p> <p>1-6-4 法面吹付工 1 ~ 9 【 省 略 】 10 受注者は、<u>2</u>層以上に分けて吹付ける場合、層間にはく離が生じないように施工しなければならない。また、打継面を良く清掃して、吹付けなければならない。 11 ~ 12 【 省 略 】</p> <p>1-6-5 法枠工 1 【 省 略 】 (1) ~ (4) 【省略】 (5) 【省略】 1) 【省略】 2) 【省略】 3) 【省略】 4) 【省略】 5) 【省略】 2 【 省 略 】 (1) 【省略】 1) 【省略】 2) 【省略】 3) 【省略】</p>	<p>行頭文字の字句修正</p> <p>字句修正</p> <p>字句修正</p> <p>字句修正</p> <p>字句修正</p> <p>行頭文字の字句修正</p>

新 旧 対 照 表

【 土木工事共通仕様書 】 農業農村整備事業編

改 正 後	現 行	備 考
<p>1-7-11 ~ 1-7-14 【 省 略 】</p> <p>第8節 【 省 略 】</p> <p>第9節 鉄筋</p> <p>1-9-1 ~ 1-9-2 【 省 略 】</p> <p>1-9-3 鉄筋の継手</p> <p>1 ~ 6 【 省 略 】</p> <p>7 【 省 略 】</p> <p>(1) 【省略】</p> <p>(2) 受注者は、圧接しようとする鉄筋の両端部を切断する場合、(公社)日本鉄筋継手協会によって認定された鉄筋冷間直角切断機を使用しなければならない。自動ガス圧接の場合、チップソーを合わせて使用するものとする。</p> <p>ただし、既に直角かつ平滑である場合又は鉄筋冷間直角切断機により切断した端面の汚損を取り除く場合は、ディスクグラインダで端面を研削するとともに、<u>錆、油脂、塗料、セメントペースト、その他の有害な付着物を完全に除去しなければならない。</u></p> <p>(3) ~ (7) 【省略】</p> <p>8 ~ 11 【 省 略 】</p> <p>第10節 【 省 略 】</p> <p>第11節 一般舗装</p> <p>1-11-1 ~ 1-11-2 【 省 略 】</p> <p>1-11-3 アスファルト舗装工</p> <p>1 ~ 2 【 省 略 】</p> <p>3 【 省 略 】</p> <p>(1) ~ (8) 【省略】</p> <p>(9) 【省略】</p> <p>ア 【省略】</p> <p>イ 【省略】</p>	<p>1-7-11 ~ 1-7-14 【 省 略 】</p> <p>第8節 【 省 略 】</p> <p>第9節 鉄筋</p> <p>1-9-1 ~ 1-9-2 【 省 略 】</p> <p>1-9-3 鉄筋の継手</p> <p>1 ~ 6 【 省 略 】</p> <p>7 【 省 略 】</p> <p>(1) 【省略】</p> <p>(2) 受注者は、圧接しようとする鉄筋の両端部は、(公社)日本鉄筋継手協会によって認定された鉄筋冷間直角切断機を使用して切断しなければならない。自動ガス圧接の場合、チップソーを合わせて使用するものとする。ただし、既に直角かつ平滑である場合や鉄筋冷間直角切断機により切断した端面の汚損等を取り除く場合は、ディスクグラインダで端面を研削するとともに、<u>さび、油脂圧接面は、圧接作業前にグラインダー等でその端部が直角で平滑となるように仕上げるとともに、錆、油脂、塗料、セメントペースト、その他の有害な付着物を完全に除去しなければならない。</u></p> <p>(3) ~ (7) 【省略】</p> <p>8 ~ 11 【 省 略 】</p> <p>第10節 【 省 略 】</p> <p>第11節 一般舗装</p> <p>1-11-1 ~ 1-11-2 【 省 略 】</p> <p>1-11-3 アスファルト舗装工</p> <p>1 ~ 2 【 省 略 】</p> <p>3 【 省 略 】</p> <p>(1) ~ (8) 【省略】</p> <p>(9) 【省略】</p> <p>1) 【省略】</p> <p>2) 【省略】</p>	<p></p> <p style="color: red; text-align: center;">字句の修正</p> <p></p> <p style="color: red; text-align: center;">行頭文字の字句修正</p>

新 旧 対 照 表

【 土木工事共通仕様書 】 農業農村整備事業編

改 正 後	現 行	備 考
<p>(10) ~ (19) 【省略】</p> <p>4 【 省 略 】</p> <p>(1) 【省略】</p> <p>ア 【省略】</p> <p>イ 【省略】</p> <p>ウ 【省略】</p> <p>(2) ~ (4) 【省略】</p> <p>5 【 省 略 】</p> <p>(1) 【省略】</p> <p>(2) 【省略】</p> <p>ア 【省略】</p> <p>イ 【省略】</p> <p>ウ 【省略】</p> <p>エ 【省略】</p> <p>オ 【省略】</p> <p>カ 【省略】</p> <p>キ 【省略】</p> <p>(3) 【省略】</p> <p>ア 【省略】</p> <p>イ 【省略】</p> <p>ウ 【省略】</p> <p>エ 【省略】</p> <p>オ 【省略】</p> <p>カ 【省略】</p> <p>(4) 【省略】</p> <p>ア 【省略】</p> <p>イ 【省略】</p> <p>(ア) 【省略】</p> <p>(イ) 【省略】</p> <p>(ウ) 【省略】</p> <p>ウ 【省略】</p> <p>エ 【省略】</p> <p>オ 【省略】</p> <p>カ 【省略】</p> <p>(5) 【省略】</p> <p>ア 【省略】</p> <p>イ 【省略】</p> <p>ウ 【省略】</p> <p>エ 【省略】</p>	<p>(10) ~ (19) 【省略】</p> <p>4 【 省 略 】</p> <p>(1) 【省略】</p> <p>1) 【省略】</p> <p>2) 【省略】</p> <p>3) 【省略】</p> <p>(2) ~ (4) 【省略】</p> <p>5 【 省 略 】</p> <p>(1) 【省略】</p> <p>(2) 【省略】</p> <p>1) 【省略】</p> <p>2) 【省略】</p> <p>3) 【省略】</p> <p>4) 【省略】</p> <p>5) 【省略】</p> <p>6) 【省略】</p> <p>7) 【省略】</p> <p>(3) 【省略】</p> <p>1) 【省略】</p> <p>2) 【省略】</p> <p>3) 【省略】</p> <p>4) 【省略】</p> <p>5) 【省略】</p> <p>6) 【省略】</p> <p>(4) 【省略】</p> <p>1) 【省略】</p> <p>2) 【省略】</p> <p>① 【省略】</p> <p>② 【省略】</p> <p>③ 【省略】</p> <p>3) 【省略】</p> <p>4) 【省略】</p> <p>5) 【省略】</p> <p>6) 【省略】</p> <p>(5) 【省略】</p> <p>1) 【省略】</p> <p>2) 【省略】</p> <p>3) 【省略】</p> <p>4) 【省略】</p>	

新 旧 対 照 表

【 土木工事共通仕様書 】 農業農村整備事業編

改 正 後	現 行	備 考
<p>オ 【省略】 カ 【省略】 キ 【省略】 ク 【省略】 (6) 【省略】 ア 【省略】 イ 【省略】 ウ 【省略】 エ 【省略】 (7) 【省略】 ア 【省略】 イ 【省略】 ウ 【省略】 エ 【省略】 オ 【省略】 カ 【省略】 キ 【省略】 ク 【省略】 ケ 【省略】 (8) 【省略】 ア 【省略】 イ 【省略】 ウ 【省略】 (9) 【省略】</p> <p>1-11-4 ~ 1-11-2 【 省 略 】</p> <p>第12節 【 省 略 】</p> <p>第13節 土地改良工</p> <p>1-13-1 ~ 1-13-5 【 省 略 】</p> <p>1-13-6 固結工 1 ~ 9 【 省 略 】 10 【 省 略 】 (1) 【省略】 ア 【省略】</p>	<p>5) 【省略】 6) 【省略】 7) 【省略】 8) 【省略】 (6) 【省略】 1) 【省略】 2) 【省略】 3) 【省略】 4) 【省略】 (7) 【省略】 1) 【省略】 2) 【省略】 3) 【省略】 4) 【省略】 5) 【省略】 6) 【省略】 7) 【省略】 8) 【省略】 9) 【省略】 (8) 【省略】 1) 【省略】 2) 【省略】 3) 【省略】 (9) 【省略】</p> <p>1-11-4 ~ 1-11-2 【 省 略 】</p> <p>第12節 【 省 略 】</p> <p>第13節 土地改良工</p> <p>1-13-1 ~ 1-13-5 【 省 略 】</p> <p>1-13-6 固結工 1 ~ 9 【 省 略 】 10 【 省 略 】 (1) 【省略】 1) 【省略】</p>	<p>行頭文字の字句 修正</p>

新 旧 対 照 表

【 土木工事共通仕様書 】 農業農村整備事業編

改 正 後	現 行	備 考
<p>1-20-5 仮設土留、仮締切工</p> <p>1 ~ 21 【 省 略 】</p> <p>(1) 【省略】</p> <p>(2) 【省略】</p> <p>ア 【省略】</p> <p>イ 【省略】</p> <p>ウ 【省略】</p> <p>エ 【省略】</p> <p>(3) 【省略】</p> <p>ア 【省略】</p> <p>イ 【省略】</p> <p>ウ 【省略】</p> <p>エ 【省略】</p> <p>(4) ~ (11) 【省略】</p> <p>(12) 受注者は、たて込み簡易土留による掘削部の埋戻しについて、埋戻し一層ごとに、埋戻し土の投入数均し、パネルの引抜き、締固めの順に繰り返し施工しなければならない。</p> <p>(13) ~ (14) 【省略】</p> <p>23 ~ 26 【 省 略 】</p> <p>1-20-6 ~ 1-20-8 【 省 略 】</p> <p>1-20-9 トンネル仮設備工</p> <p>1 ~ 8 【 省 略 】</p> <p>9 受注者は、粉じん作業を行う坑内作業場（ずい道等の内部において、ずい道等の建設の作業を行うものに限る。）について、ずい道等の長さが短いこと等により、空気中の粉じん濃度の測定が著しく困難である場合を除き、半月以内ごとに1回、定期に定められた方法に従って、空気中の粉じん濃度等について測定を行わなければならない。この際、粉じん濃度の測定は「ずい道等建設工事における粉じん対策に関するガイドライン（厚生労働省令和2年7月）」に定める「空気中の粉じん濃度等の測定方法」によるものとし、粉じん濃度（吸入性粉じん濃度）の目標レベルは2mg/m³以下とする。</p> <p>ただし、中小断面のトンネル等で2mg/m³を達成するために必要な大きさ（口径）の風管又は必要な本数の風管の設置、必要な容量の集じん装置の設置等が施工上極めて困難であるものについては、監督員と協議のうえ可能な限り、2mg/m³に近い値を粉じん濃度目標レベルとして設定することとする。</p> <p>なお、各測定点における測定値の平均値が目標レベルを超える場合には、</p>	<p>1-20-5 仮設土留・<u>仮締切工</u></p> <p>1 ~ 21 【 省 略 】</p> <p>(1) 【省略】</p> <p>(2) 【省略】</p> <p><u>1)</u> 【省略】</p> <p><u>2)</u> 【省略】</p> <p><u>3)</u> 【省略】</p> <p><u>4)</u> 【省略】</p> <p>(2) 【省略】</p> <p><u>1)</u> 【省略】</p> <p><u>2)</u> 【省略】</p> <p><u>3)</u> 【省略】</p> <p><u>4)</u> 【省略】</p> <p>(4) ~ (11) 【省略】</p> <p>(12) 受注者は、たて込み簡易土留による掘削部の埋戻しについて、埋戻し<u>1層毎</u>に、埋戻し土の投入数均し、パネルの引抜き、締固めの順に繰り返し施工しなければならない。</p> <p>(13) ~ (14) 【省略】</p> <p>23 ~ 26 【 省 略 】</p> <p>1-20-6 ~ 1-20-8 【 省 略 】</p> <p>1-20-9 トンネル仮設備工</p> <p>1 ~ 8 【 省 略 】</p> <p>9 受注者は、<u>換気の実施等の効果を確認するに当たり</u>、ずい道等の長さが短いこと等により、空気中の粉じん濃度の測定が著しく困難である場合を除き、半月以内ごとに1回、定期に定められた方法に従って、空気中の粉じん濃度等について測定を行わなければならない。この際、粉じん濃度の測定は「ずい道等建設工事における粉じん対策に関するガイドライン（厚生労働省平成20年2月）」に定める「<u>換気の実施等の効果を確認するための空気中の粉じん濃度、風速等の測定方法</u>」によるものとし、粉じん濃度（吸入性粉じん濃度）の目標レ<u>3mg/m³</u>以下とするが、<u>中小断面のトンネル等で3mg/m³</u>を達成するために必要な大きさ（口径）の風管又は必要な本数の風管の設置、必要な容量の集じん装置の設置等が施工上極めて困難であるものについては、監督員と協議のうえ可能な限り、<u>3mg/m³</u>に近い値を粉じん濃度目標レベルとして設定することとする。</p> <p>なお、各測定点における測定値の平均値が目標レベルを超える場合には、換気装置の風量の増加その他必要な措置（<u>集じん装置による集じんの実施</u>、</p>	<p>字句修正</p> <p>行頭文字の字句修正</p> <p>字句修正</p> <p>ずい道等建設工事における粉じん対策に関するガイドラインの改正に伴う変更</p>

新 旧 対 照 表

【 土木工事共通仕様書 】 農業農村整備事業編

改 正 後	現 行	備 考
<p>換気装置の風量の増加その他必要な措置（より効果的な換気方式への変更、集じん装置による集じんの実施、作業工程又は作業方法の改善、風管の設置方法の改善、粉じん抑制剤の使用等）を講じなければならない。</p> <p>また、粉じん濃度等の測定結果は関係労働者の閲覧できる措置を講じなければならない。</p> <p>10 ～ 16 【 省 略 】</p> <p>17 受注者は、坑内作業場で労働者を従事させる場合、坑内において、常時、防じんマスク、電動ファン付き呼吸用保護具等有効な呼吸用保護具（動力及び発破を用いて掘削する場所における作業、動力を用いてずりを積み込み若しくは積み卸す場所における作業又はコンクリート等を吹き付ける場所における作業にあつては、電動ファン付き呼吸用保護具に限る。）を使用させなければならない。</p> <p>1-20-10 ～ 1-20-11 【 省 略 】</p> <p>第21節 共通仮設費</p> <p>1-21-1 ～ 1-21-2 【 省 略 】</p> <p>1-21-3 技術管理費</p> <p>1 ～ 2 【 省 略 】</p> <p>3 【 省 略 】</p> <p>(1) 【省略】</p> <p>ア 【省略】</p> <p>イ 【省略】</p> <p>ウ 【省略】</p> <p>エ 【省略】</p> <p>(2) ～ (3) 【省略】</p> <p>4 ～ 5 【 省 略 】</p> <p style="text-align: center;">第2章 ほ場整備工事</p> <p>第1節 【 省 略 】</p> <p>第2節 一般事項</p>	<p>作業工程又は作業方法の改善、風管の設置方法の改善、粉じん抑制剤の使用等）を講じなければならない。</p> <p>また、粉じん濃度等の測定結果は関係労働者の閲覧できる措置を講じなければならない。</p> <p>10 ～ 16 【 省 略 】</p> <p>17 受注者は、<u>坑内の作業に</u>労働者を従事させる場合には、坑内において、常時、防じんマスク、電動ファン付き呼吸用保護具等有効な呼吸用保護具（動力_を用いて掘削する場所における作業、動力を用いてずりを積み込み若しくは積み卸す場所における作業又はコンクリート等を吹き付ける場所における作業にあつては、電動ファン付き呼吸用保護具に限る。）を使用させなければならない。</p> <p>1-20-10 ～ 1-20-11 【 省 略 】</p> <p>第21節 共通仮設費</p> <p>1-21-1 ～ 1-21-2 【 省 略 】</p> <p>1-21-3 技術管理費</p> <p>1 ～ 2 【 省 略 】</p> <p>3 【 省 略 】</p> <p>(1) 【省略】</p> <p><u>1)</u> 【省略】</p> <p><u>2)</u> 【省略】</p> <p><u>3)</u> 【省略】</p> <p><u>4)</u> 【省略】</p> <p>(2) ～ (3) 【省略】</p> <p>4 ～ 5 【 省 略 】</p> <p style="text-align: center;">第2章 ほ場整備工事</p> <p>第1節 【 省 略 】</p> <p>第2節 一般事項</p>	<p style="color: red;">行頭文字の字句修正</p>

新 旧 対 照 表

【 土木工事共通仕様書 】 農業農村整備事業編

改 正 後	現 行	備 考
<p>3-3-3 ～ 3-3-6 【 省 略 】</p> <p style="text-align: center;">第4章 舗装工事・道路改良工事</p> <p>第1節 ～ 第5節 【 省 略 】</p> <p>第6節 擁壁工</p> <p>4-6-1 ～ 4-6-4 【 省 略 】</p> <p>4-6-5 プレキャスト擁壁工</p> <p>1 【 省 略 】</p> <p>2 受注者は、プレキャストL型擁壁、プレキャスト逆T型擁壁の目地施工において、十分密着させ、背面土砂が吸い出されないようにしなければならない。</p> <p>4-6-6 ～ 4-6-8 【 省 略 】</p> <p>第9節 ～ 第10節 【 省 略 】</p> <p>第11節 構造物撤去工</p> <p>4-11-1 取壊し工</p> <p style="color: red;">構造物の取壊しに当たっては、第2編1-19-3 取壊し工の規定によるものとする。</p> <p>第12節 ～ 第13節 【 省 略 】</p> <p>第14節 付帯施設工</p> <p>4-14-1 ～ 4-14-2 【 省 略 】</p> <p>4-14-3 標識工</p> <p>1 【 省 略 】</p>	<p>3-3-3 ～ 3-3-6 【 省 略 】</p> <p style="text-align: center;">第4章 舗装工事・道路改良工事</p> <p>第1節 ～ 第5節 【 省 略 】</p> <p>第6節 擁壁工</p> <p>4-6-1 ～ 4-6-4 【 省 略 】</p> <p>4-6-5 プレキャスト擁壁工</p> <p>1 【 省 略 】</p> <p>2 受注者は、プレキャストL型擁壁、プレキャスト逆T型擁壁の目地施工において、<u>付着、水密性を保つよう施工</u>しなければならない。</p> <p>4-6-6 ～ 4-6-8 【 省 略 】</p> <p>第9節 ～ 第10節 【 省 略 】</p> <p>第11節 構造物撤去工</p> <p>4-11-1 <u>構造物取壊し工</u></p> <p style="color: red;">構造物の取壊し工の施工については、第2編1-19-3 <u>構造物取壊し工</u>の規定によるものとする。</p> <p>第12節 ～ 第13節 【 省 略 】</p> <p>第14節 付帯施設工</p> <p>4-14-1 ～ 4-14-2 【 省 略 】</p> <p>4-14-3 標識工</p> <p>1 【 省 略 】</p>	<p></p> <p style="color: red;">字句修正</p> <p></p> <p style="color: red;">字句修正</p>

新 旧 対 照 表

【 土木工事共通仕様書 】 農業農村整備事業編

改 正 後								現 行								備 考		
	ズ型	(0.33°)	30°	100	67	14	7.0	11	(0.33°)	30°	100	57	14	7.0	11			
			40°	95	64	13	7.0	11		40°	95	54	13	7.0	11			
		2.0°	5°	5.0	3.0	0.8	0.6	0.3	2°	5°	5.0	3.0	0.8	0.6	0.3			
			30°	2.5	1.8	0.4	0.3	0.1		30°	2.5	1.8	0.4	0.3	0.1			
			40°	1.5	1.0	0.3	0.06	0.2		40°	1.5	1.0	0.3	0.06	0.2			
	(旧) 広角プリズム型	12´	(0.2°)	5°	430	350	70	30	45	12´	(0.2°)	5°	430	350	70		30	45
				30°	235	190	45	16	23			30°	235	190	45		16	23
		20´	(0.33°)	5°	300	250	45	20	33	20´	(0.33°)	5°	300	250	45		20	33
				30°	150	130	20	10	18			30°	150	130	20		10	18
		30´	(0.5°)	5°	250	200	40	18	25	30´	(0.5°)	5°	250	200	40		18	25
				30°	170	140	20	12	19			30°	170	140	20		12	19
	1.0°	5°	80	65	12	4.0	9.0	1°	5°	80	65	12	4.0	9.0				
		30°	50	40	8.0	2.5	5.0		30°	50	40	8.0	2.5	5.0				
	封入プリズム型	12´	(0.2°)	5°	70	50	15	4.0	9.0	12´	(0.2°)	5°	70	50	15		4.0	9.0
				30°	30	22	6.0	1.7	3.5			30°	30	22	6.0		1.7	3.5
		20´	(0.33°)	5°	50	35	10	2.0	7.0	20´	(0.33°)	5°	50	35	10		2.0	7.0
				30°	24	16	4.0	1.0	3.0			30°	24	16	4.0		1.0	3.0
		30´	(0.5°)	5°	30	25	7.5	2.0	4.5	30´	(0.5°)	5°	30	25	7.5		2.0	4.5
				30°	15	13	4.0	1.0	2.2			30°	15	13	4.0		1.0	2.2
	1.0°	5°	20	16	5.0	1.2	3.0	1°	5°	20	16	5.0	1.2	3.0				
30°		12	10	3.0	0.8	1.8	30°		12	10	3.0	0.8	1.8					
カプセルプリズム型	12´	(0.2°)	5°	250	170	45	20	45	12´	(0.2°)	5°	250	170	45	20	45		
			30°	150	100	25	11	25			30°	150	100	25	11	25		
	20´	(0.33°)	5°	180	122	25	14	21	20´	(0.33°)	5°	180	122	25	14	21		
			30°	100	67	14	7.0	11			30°	100	67	14	7.0	11		
	30´	(0.5°)	5°	150	110	25	13	21	30´	(0.5°)	5°	150	110	25	13	21		
			30°	72	54	13	6.0	10			30°	72	54	13	6.0	10		
1.0°	5°	20	16	5.0	1.2	3.0	1°	5°	20	16	5.0	1.2	3.0					
	30°	12	10	3.0	0.8	1.8		30°	12	10	3.0	0.8	1.8					
広角プリズム型	12´	(0.2°)	5°	570	380	75	50	70	12´	(0.2°)	5°	570	380	75	50	70		
			30°	235	190	45	16	25			30°	235	190	45	16	25		
	20´	(0.33°)	5°	400	280	54	30	50	20´	(0.33°)	5°	400	280	54	30	50		
			30°	170	140	20	12	19			30°	170	140	20	12	19		
	30´	(0.5°)	5°	300	230	45	30	45	30´	(0.5°)	5°	300	230	45	30	45		
			30°	170	140	20	12	19			30°	170	140	20	12	19		

新 旧 対 照 表

【 土木工事共通仕様書 】 農業農村整備事業編

改 正 後								現 行								備 考
	1.0°	5°	120	70	14	5.0	10		1°	5°	120	70	14	5.0	10	行頭文字の字句修正
		30°	50	40	8.0	2.5	5.0			30°	50	40	8.0	2.5	5.0	
(2) ~ (3) 【 省 略 】								(2) ~ (3) 【 省 略 】								
3 【省略】								3 【省略】								
(1) 【省略】								(1) 【省略】								
ア 【省略】								1) 【省略】								
イ 【省略】								2) 【省略】								
ウ 【省略】								3) 【省略】								
エ 【省略】								4) 【省略】								
オ 【省略】								5) 【省略】								
カ 【省略】								6) 【省略】								
キ 【省略】								7) 【省略】								
ク 【省略】								8) 【省略】								
ケ 【省略】								9) 【省略】								
コ 【省略】								10) 【省略】								
サ 【省略】								11) 【省略】								
シ 【省略】								12) 【省略】								
ス 【省略】								13) 【省略】								
セ 【省略】								14) 【省略】								
ソ 【省略】								15) 【省略】								
タ 【省略】								16) 【省略】								
チ 【省略】								17) 【省略】								
ツ 【省略】								18) 【省略】								
テ 【省略】								19) 【省略】								
ト 【省略】								20) 【省略】								
ナ 【省略】								21) 【省略】								
(2) ~ (3) 【 省 略 】								(2) ~ (3) 【 省 略 】								
4-14-4 ~ 4-14-7 【 省 略 】								4-14-4 ~ 4-14-7 【 省 略 】								
第5章 トンネル工事								第5章 トンネル工事								
第1節 ~ 第3節 【 省 略 】								第1節 ~ 第3節 【 省 略 】								
第4節 構造物撤去工								第4節 構造物撤去工								
5-4-1 取壊し工								5-4-1 <u>構造物取り壊し工</u>								
構造物の取壊しに当たっては、第2編1-19-3取壊し工の規定によるも								構造物の取壊し工の施工については、第2編1-19-3構造物取壊し工の								字句修正

新 旧 対 照 表

【 土木工事共通仕様書 】 農業農村整備事業編

改 正 後	現 行	備 考
<p>のとする。</p> <p>第5節 トンネル工</p> <p>5-5-1 トンネル掘削工</p> <p>1 【省略】</p> <p>(1) 【省略】</p> <p style="padding-left: 20px;">ア 【省略】</p> <p style="padding-left: 20px;">イ 【省略】</p> <p style="padding-left: 20px;">ウ 【省略】</p> <p style="padding-left: 20px;">エ 【省略】</p> <p style="padding-left: 20px;">オ 【省略】</p> <p style="padding-left: 20px;">カ 【省略】</p> <p style="padding-left: 20px;">キ 【省略】</p> <p style="padding-left: 20px;">ク 【省略】</p> <p style="padding-left: 20px;">ケ 【省略】</p> <p style="padding-left: 20px;">コ 【省略】</p> <p style="padding-left: 20px;">サ 【省略】</p> <p>(2) 【省略】</p> <p>(3) 【省略】</p> <p style="padding-left: 20px;">ア 【省略】</p> <p style="padding-left: 40px;">(ア) 【省略】</p> <p style="padding-left: 40px;">(イ) 【省略】</p> <p style="padding-left: 20px;">イ 【省略】</p> <p style="padding-left: 40px;">(ア) 【省略】</p> <p style="padding-left: 40px;">(イ) 【省略】</p> <p style="padding-left: 40px;">(ウ) 【省略】</p> <p style="padding-left: 40px;">(エ) 【省略】</p> <p style="padding-left: 40px;">(オ) 【省略】</p> <p>2 【省略】</p> <p>3 【省略】</p> <p style="padding-left: 20px;">ア 【省略】</p> <p style="padding-left: 40px;">(ア) 【省略】</p> <p style="padding-left: 40px;">(イ) 【省略】</p> <p style="padding-left: 40px;">(ウ) 【省略】</p> <p style="padding-left: 20px;">イ 【省略】</p> <p style="padding-left: 40px;">(ア) 【省略】</p> <p style="padding-left: 40px;">(イ) 【省略】</p>	<p>規定によるものとする。</p> <p>第5節 トンネル工</p> <p>5-5-1 トンネル掘削工</p> <p>1 【省略】</p> <p>(1) 【省略】</p> <p style="padding-left: 20px;">1) 【省略】</p> <p style="padding-left: 20px;">2) 【省略】</p> <p style="padding-left: 20px;">3) 【省略】</p> <p style="padding-left: 20px;">4) 【省略】</p> <p style="padding-left: 20px;">5) 【省略】</p> <p style="padding-left: 20px;">6) 【省略】</p> <p style="padding-left: 20px;">7) 【省略】</p> <p style="padding-left: 20px;">8) 【省略】</p> <p style="padding-left: 20px;">9) 【省略】</p> <p style="padding-left: 20px;">10) 【省略】</p> <p style="padding-left: 20px;">11) 【省略】</p> <p>(2) 【省略】</p> <p>(3) 【省略】</p> <p style="padding-left: 20px;">1) 【省略】</p> <p style="padding-left: 40px;">① 【省略】</p> <p style="padding-left: 40px;">② 【省略】</p> <p style="padding-left: 20px;">2) 【省略】</p> <p style="padding-left: 40px;">① 【省略】</p> <p style="padding-left: 40px;">② 【省略】</p> <p style="padding-left: 40px;">③ 【省略】</p> <p style="padding-left: 40px;">④ 【省略】</p> <p style="padding-left: 40px;">⑤ 【省略】</p> <p>2 【省略】</p> <p>3 【省略】</p> <p style="padding-left: 20px;">1) 【省略】</p> <p style="padding-left: 40px;">① 【省略】</p> <p style="padding-left: 40px;">② 【省略】</p> <p style="padding-left: 40px;">③ 【省略】</p> <p style="padding-left: 20px;">2) 【省略】</p> <p style="padding-left: 40px;">① 【省略】</p> <p style="padding-left: 40px;">② 【省略】</p>	<p>行頭文字の字句修正</p>

新 旧 対 照 表

【 土木工事共通仕様書 】 農業農村整備事業編

改 正 後	現 行	備 考
<p>(ウ) 【省略】 (エ) 【省略】 ウ 【省略】 (ア) 【省略】 (イ) 【省略】 (ウ) 【省略】 (エ) 【省略】 (オ) 【省略】 (カ) 【省略】 (キ) 【省略】 エ 【省略】 オ 【省略】 (ア) 【省略】 (イ) 【省略】 (ウ) 【省略】 (エ) 【省略】 (オ) 【省略】 (カ) 【省略】 カ 【省略】 (ア) 【省略】 (イ) 【省略】 キ 【省略】 (ア) 【省略】 (イ) 【省略】 (ウ) 【省略】 (エ) 【省略】</p> <p>5-5-2 覆工 1 【省略】 (1) 【省略】 ア 【省略】 イ 【省略】 ウ 【省略】 エ 【省略】 (2) 【省略】 ア 【省略】 イ 【省略】 ウ 【省略】</p>	<p>③ 【省略】 ④ 【省略】 3) 【省略】 ① 【省略】 ② 【省略】 ③ 【省略】 ④ 【省略】 ⑤ 【省略】 ⑥ 【省略】 ⑦ 【省略】 4) 【省略】 5) 【省略】 ① 【省略】 ② 【省略】 ③ 【省略】 ④ 【省略】 ⑤ 【省略】 ⑥ 【省略】 6) 【省略】 ① 【省略】 ② 【省略】 7) 【省略】 ① 【省略】 ② 【省略】 ③ 【省略】 ④ 【省略】</p> <p>5-5-2 覆工 1 【省略】 (1) 【省略】 1) 【省略】 2) 【省略】 3) 【省略】 4) 【省略】 (2) 【省略】 1) 【省略】 2) 【省略】 3) 【省略】</p>	

新 旧 対 照 表

【 土木工事共通仕様書 】 農業農村整備事業編

改 正 後	現 行	備 考
<p>エ 【省略】 (3) 【省略】 ア 【省略】 イ 【省略】 ウ 【省略】 エ 【省略】 オ 【省略】 カ 【省略】 キ 【省略】 ク 【省略】 ケ 【省略】 コ 【省略】 (4) 【省略】 ア 【省略】 イ 【省略】 ウ 【省略】 エ 【省略】 2 【省略】 (1) 【省略】 ア 【省略】 イ 【省略】 ウ 【省略】 (2) 【省略】 (3) 【省略】 ア 【省略】 イ 【省略】 ウ 【省略】 エ 【省略】 オ 【省略】 カ 【省略】 キ 【省略】 ク 【省略】 (4) 【省略】</p> <p style="text-align: center;">5-5-3 ~ 5-5-4 【 省 略 】</p> <p>第6節 ~ 第8節 【 省 略 】</p>	<p>4) 【省略】 (3) 【省略】 1) 【省略】 2) 【省略】 3) 【省略】 4) 【省略】 5) 【省略】 6) 【省略】 7) 【省略】 8) 【省略】 9) 【省略】 10) 【省略】 (4) 【省略】 1) 【省略】 2) 【省略】 3) 【省略】 4) 【省略】 2 【省略】 (1) 【省略】 1) 【省略】 2) 【省略】 3) 【省略】 (2) 【省略】 (3) 【省略】 1) 【省略】 2) 【省略】 3) 【省略】 4) 【省略】 5) 【省略】 6) 【省略】 7) 【省略】 8) 【省略】 (4) 【省略】</p> <p style="text-align: center;">5-5-3 ~ 5-5-4 【 省 略 】</p> <p>第6節 ~ 第8節 【 省 略 】</p>	

新 旧 対 照 表

【 土木工事共通仕様書 】 農業農村整備事業編

改 正 後	現 行	備 考
第6章 水路工事	第6章 水路工事	
第1節 ～ 第3節 【 省 略 】	第1節 ～ 第3節 【 省 略 】	
第4節 構造物撤去工	第4節 構造物撤去工	
6-4-1 取壊し工 <small>構造物の取壊しに当たっては、第2編1-19-3 取壊し工の規定によるものとする。</small>	6-4-1 <small>構造物の取壊し工の施工については、第2編1-19-3 <u>構造物取壊し工</u>の規定によるものとする。</small>	字句修正
第5節 【 省 略 】	第5節 【 省 略 】	
第6節 開渠工	第6節 開渠工	
6-6-1 【 省 略 】	6-6-1 【 省 略 】	
6-6-2 現場打ち開渠工 1～3 【省略】 4 型枠工の施工については、 第2編第1章第8節型枠及び支保 の規定によるものとする。 5 【省略】	6-6-2 現場打ち開渠工 1～3 【省略】 4 型枠工の施工については、 <u>第2編1-8-2型枠</u> の規定によるものとする。 5 【省略】	字句修正
第7節 【 省 略 】	第7節 【 省 略 】	
第8節 分水工	第8節 分水工	
6-8-1 【 省 略 】	6-8-1 【 省 略 】	
6-8-2 分水工 1～3 【省略】 4 型枠工の施工については、 第2編第1章第8節型枠及び支保 の規定によるものとする	6-8-2 分水工 1～3 【省略】 4 型枠工の施工については、 <u>第2編1-8-2型枠</u> の規定によるものとする	字句修正
第9節 ～ 第15節 【 省 略 】	第9節 ～ 第15節 【 省 略 】	
第7章 排水路工事・河川工事	第7章 排水路工事・河川工事	

新 旧 対 照 表

【 土木工事共通仕様書 】 農業農村整備事業編

改 正 後	現 行	備 考
<p>7-6-4 ~ 7-6-6 【 省 略 】</p> <p>第7節 ~ 第15節 【 省 略 】</p> <p style="text-align: center;">第8章 管水路工</p> <p>第1節 【 省 略 】</p> <p>第2節 一般事項</p> <p>8-2-1 【 省 略 】</p> <p>8-2-2 一般事項</p> <p>1 【省略】</p> <p>2 布設接合</p> <p style="padding-left: 20px;">(1) ~ (8) 【省略】</p> <p>(9) 受注者は、たて込み簡易土留を使用し管布設を行う場合、クレーン等安全規則74条の2、労働安全衛生規則第164条2項及び3項、平成4年8月24日付け基発第480号及び平成4年10月1日付け基発第542号労働省労働基準局長通達、平成14年3月29日付基安発0329003号（土止め先行工法）厚生労働省労働基準局安全衛生部長通達を遵守しなければならない。</p> <p>(10) 受注者は、たて込み簡易土留において捨梁を使用する場合、基床部内に捨梁を存置してはならない。</p> <p>(11) ~ (15) 【省略】</p> <p>(16) 受注者は、設計図書に示す場合を除き、管継手、バルブ、可とう管、継輪等据付に使用するボルト及びナットは、地上露出部及び構造物内はステンレスを使用し、地下埋設物及びコンクリートに覆われる部分はF C D製を使用するものとする。ただし、バルブ等でフランジ継手のものは、これに関わらず、ステンレス製を使用するものとする。また、ダクタイル鑄鉄管のうち地殻変動が予想される管路や高度な耐震性が要求される管路に使用するS、S II、NS形継手についてはステンレス製を使用するものとする。</p>	<p>7-6-4 ~ 7-6-6 【 省 略 】</p> <p>第7節 ~ 第15節 【 省 略 】</p> <p style="text-align: center;">第8章 管水路工</p> <p>第1節 【 省 略 】</p> <p>第2節 一般事項</p> <p>8-2-1 【 省 略 】</p> <p>8-2-2 一般事項</p> <p>1 【省略】</p> <p>2 布設接合</p> <p style="padding-left: 20px;">(1) ~ (8) 【省略】</p> <p>(9) 受注者は、たて込み簡易土留を使用し管布設を行う場合、クレーン等安全規則74条の2及び労働安全衛生規則第164条2項及び3項、<u>並びに</u>平成4年8月24日付け基発第480号、平成4年10月1日付け基発第542号労働省労働基準局長通達、平成14年3月29日付基安発0329003号（土止め先行工法）厚生労働省労働基準局安全衛生部長通達を遵守しなければならない。</p> <p style="padding-left: 40px;"><u>なお、管長が5 m以上で呼び径700mm以上を布設する場合、管搬入口を30mに一箇所以上設けるものとするが、腹起こし等でこれによらない場合は、別途設計図書によるものとする。</u></p> <p>(10) 受注者は、たて込み簡易土留において捨梁を使用する場合、<u>砂基礎</u>内に捨梁を存置してはならない。</p> <p>(11) ~ (15) 【省略】</p> <p>(16) 受注者は、設計図書に示す場合を除き、管継手、バルブ、可とう管、継輪等据付に使用するボルト・ナットは、地上露出部及び構造物内はステンレスを使用し、地下埋設物及びコンクリートに覆われる部分はF C D製を使用するものとする。ただし、バルブ等でフランジ継手のものは、これに関わらず、ステンレス製を使用するものとする。また、ダクタイル鑄鉄管のうち地殻変動が予想される管路や高度な耐震性が要求される管路に使用するS、S II、NS形継手についてはステンレス製を使用するものとする。</p>	<p>基準の改正</p> <p>削除</p> <p>字句修正</p>

新 旧 対 照 表

【 土木工事共通仕様書 】 農業農村整備事業編

改 正 後	現 行	備 考
<p>(17) ~ (18) 【省略】 【削除】</p> <p>3 【省略】</p> <p>第3節 【 省 略 】</p> <p>第4節 構造物撤去工</p> <p>8-4-1 取壊し工 <small>構造物の取壊しに当たっては、第2編1-19-3取壊し工の規定によるものとする。</small></p> <p>第5節 【 省 略 】</p> <p>第6節 管体工</p> <p>8-6-1 ~ 8-6-3 【 省 略 】</p> <p>8-6-4 鋼管布設工</p> <p>1 【省略】</p> <p>(1) 【省略】</p> <p>ア 【省略】</p> <p>イ 【省略】</p> <p>ウ 【省略】</p> <p>エ 【省略】</p> <p>オ 【省略】</p> <p>カ 【省略】</p> <p>キ 【省略】</p> <p>(2) 【省略】</p> <p>ア 【省略】</p> <p>イ 【省略】</p> <p>ウ 【省略】</p>	<p>(17) ~ (18) 【省略】</p> <p>3. 枕木及び梯子胴木基礎工</p> <p><u>(1) 受注者は、枕木基礎の高さを正確に調整した後、管を設計図書に示す位置に保持するものとし、管底が枕木に点接触することのないよう施工しなければならない。</u></p> <p><u>(2) 梯子胴木基礎における各部材は、釘、かすがい等で強固に連結し、特に胴木は、地盤の連続的な支持を得るよう相欠き又は重ね構造とし、釘、かすがい等で固定するものとする。</u></p> <p>4 【省略】</p> <p>第3節 【 省 略 】</p> <p>第4節 構造物撤去工</p> <p>8-4-1 構造物取壊し工 <small>構造物の取壊し工の施工については、第2編1-19-3構造物取壊し工の規定によるものとする。</small></p> <p>第5節 【 省 略 】</p> <p>第6節 管体工</p> <p>8-6-1 ~ 8-6-3 【 省 略 】</p> <p>8-6-4 鋼管布設工</p> <p>1 【省略】</p> <p>(1) 【省略】</p> <p>1) 【省略】</p> <p>2) 【省略】</p> <p>3) 【省略】</p> <p>4) 【省略】</p> <p>5) 【省略】</p> <p>6) 【省略】</p> <p>7) 【省略】</p> <p>(2) 【省略】</p> <p>1) 【省略】</p> <p>2) 【省略】</p> <p>3) 【省略】</p>	<p>削除</p> <p>字句修正</p> <p>行頭文字の字句修正</p>

新 旧 対 照 表

【 土木工事共通仕様書 】 農業農村整備事業編

改 正 後	現 行	備 考
<p>エ 【省略】</p> <p>オ 【省略】</p> <p>カ 【省略】</p> <p>キ 【省略】</p> <p>ク 【省略】</p> <p>ケ 【省略】</p> <p>コ 溶接部には、有害な次の欠陥がないこと。なお、溶接部の放射線透過試験による合格判定は、JIS Z 3050A 基準によるものとし、等級分類は、JIS Z 3104 の第1種及び第2種3類以上とする。ただし、異形管の場合は第1種、第2種及び第4種の3類以上とする。</p> <p>(ア) われ</p> <p>(イ) 溶込み不足</p> <p>(ウ) ブローホール</p> <p>(エ) アンダーカット</p> <p>(オ) スラグの巻込み</p> <p>(カ) 不整な波形及びピット</p> <p>(キ) 肉厚の過不足</p> <p>(ク) 融合不良</p> <p>(ケ) オーバーラップ</p> <p>サ 【省略】</p> <p>シ 【省略】</p> <p>(3) 【省略】</p> <p>ア 【省略】</p> <p>イ 【省略】</p> <p>ウ 【省略】</p> <p>エ 【省略】</p> <p>オ 【省略】</p> <p>カ 【省略】</p> <p>キ 【省略】</p> <p>2 【省略】</p> <p>(1) 【省略】</p> <p>ア 【省略】</p> <p>イ 【省略】</p> <p>ウ 【省略】</p> <p>エ 【省略】</p> <p>(2) 【省略】</p> <p>ア 【省略】</p> <p>イ 【省略】</p> <p>ウ 【省略】</p>	<p>4) 【省略】</p> <p>5) 【省略】</p> <p>6) 【省略】</p> <p>7) 【省略】</p> <p>8) 【省略】</p> <p>9) 【省略】</p> <p>10) 溶接部には、有害な次の欠陥がないこと。なお、溶接部の放射線透過試験による合格判定は、JIS Z 3050A 基準によるものとし、等級分類は、JIS Z 3104 の第1種及び第2種3類以上とする。ただし、異形管の場合は第1種、第2種及び第4種の3類以上とする。</p> <p>①われ</p> <p>②溶込み不足</p> <p>③ブローホール</p> <p>④アンダーカット</p> <p>⑤スラグの巻込み</p> <p>⑥不整な波形及びピット</p> <p>⑦肉厚の過不足</p> <p>⑧融合不良</p> <p>⑨オーバーラップ</p> <p>11) 【省略】</p> <p>12) 【省略】</p> <p>(3) 【省略】</p> <p>1) 【省略】</p> <p>2) 【省略】</p> <p>3) 【省略】</p> <p>4) 【省略】</p> <p>5) 【省略】</p> <p>6) 【省略】</p> <p>7) 【省略】</p> <p>2 【省略】</p> <p>(1) 【省略】</p> <p>1) 【省略】</p> <p>2) 【省略】</p> <p>3) 【省略】</p> <p>4) 【省略】</p> <p>(2) 【省略】</p> <p>1) 【省略】</p> <p>2) 【省略】</p> <p>3) 【省略】</p>	

新 旧 対 照 表

【 土木工事共通仕様書 】 農業農村整備事業編

改 正 後	現 行	備 考
<p>エ【省略】 オ【省略】 カ【省略】 キ【省略】 ク【省略】 (3)【省略】 ア 継手溶接部の内外面塗覆装は、本条1 工場製作(3) 塗覆装の規定によるものとする。 なお、呼び径800mm 未満では人力による内面塗装を行わないことを原則とする。ただし、内面塗装の施工管理、品質管理及び安全管理が確実に行われる場合は、この限りではない。 イ【省略】 ウ【省略】 エ【省略】 3【省略】</p> <p>8-6-5 【 省 略 】 1～3【省略】 4 受注者は、ボルトの締付けについて、本章8-6-2強化プラスチック複合管布設工2 鋼製異形管(2)イの規定によるものとする。 5【省略】</p> <p>第7節 ～ 第18節 【 省 略 】</p> <p style="text-align: center;">第9章 畑かん施設工事</p> <p>第1節 ～ 第3節 【 省 略 】</p> <p>第4節 構造物撤去工</p> <p>9-4-1 取壊し工 構造物の取壊しに当たっては、第2編1-19-3取壊し工の規定によるものとする。</p> <p>第5節 ～ 第12節 【 省 略 】</p> <p style="text-align: center;">第10章 フィルダム工事</p>	<p>4)【省略】 5)【省略】 6)【省略】 7)【省略】 8)【省略】 (3)【省略】 1) 継手溶接部の内外面塗覆装は、本条1 工場製作(3) 塗覆装の規定によるものとする。 なお、呼び径800mm 未満では人力による内面塗装を行わないものとする。</p> <p>2)【省略】 3)【省略】 4)【省略】 3【省略】</p> <p>8-6-5 【 省 略 】 1～3【省略】 4 受注者は、ボルトの締付けについて、本章8-6-2強化プラスチック複合管布設工2 鋼製異形管(2)2)の規定によるものとする。 5【省略】</p> <p>第7節 ～ 第18節 【 省 略 】</p> <p style="text-align: center;">第9章 畑かん施設工事</p> <p>第1節 ～ 第3節 【 省 略 】</p> <p>第4節 構造物撤去工</p> <p>9-4-1 構造物取壊し工 構造物の取壊し工の施工については、第2編1-19-3構造物取壊し工の規定によるものとする。</p> <p>第5節 ～ 第12節 【 省 略 】</p> <p style="text-align: center;">第10章 フィルダム工事</p>	<p>基準の追記</p> <p>行頭文字の字句修正</p> <p>字句修正</p> <p>字句修正</p>

新 旧 対 照 表

【 土木工事共通仕様書 】 農業農村整備事業編

改 正 後	現 行	備 考
<p>第1節 ～ 第3節 【 省 略 】</p> <p>第4節 基礎掘削工</p> <p>10-4-1 堤体頂部及び堤体掘削</p> <p>1 【省略】 掘削は、土砂掘削（転石等を含む）及び岩盤掘削に分類し、その判定は設計図書に示す判定要領に基づき監督員が行うものとする。 ただし、本条5 基礎地盤面の処理（3）に示す仕上げ掘削は、岩盤掘削に含むものとする。</p> <p>2～5 【省略】 （1）～（2）【省略】 （3）【省略】 ア 【省略】 イ 【省略】 ウ 【省略】 エ 【省略】 （4）～（5）【省略】 6 【省略】 7 【省略】</p> <p>第5節 原石採取工</p> <p>10-5-1 【 省 略 】</p> <p>10-5-2 盛立材採取工</p> <p>1 【省略】 （1）【省略】 ア 【省略】 イ 【省略】 （2）～（3）【省略】 （4）【省略】 ア 【省略】 イ 【省略】</p>	<p>第1節 ～ 第3節 【 省 略 】</p> <p>第4節 基礎掘削工</p> <p>10-4-1 <u>堤体頂部掘削</u>、10-4-2 <u>堤体部掘削</u></p> <p>1 【省略】 掘削は、<u>次の2種類に分類し、その判定は設計図書に示す判定要領に基づき監督員が行うものとする。</u> <u>（1）土砂掘削（転石等を含む）</u> <u>（2）岩盤掘削</u> ただし、本条5 基礎地盤面の処理（3）に示す仕上げ掘削は、岩盤掘削に含むものとする。</p> <p>2～5 【省略】 （1）～（2）【省略】 （3）【省略】 <u>1）</u> 【省略】 <u>2）</u> 【省略】 <u>3）</u> 【省略】 <u>4）</u> 【省略】 （4）～（5）【省略】 6 【省略】 7 【省略】</p> <p>第5節 原石採取工</p> <p>10-5-1 【 省 略 】</p> <p>10-5-2 盛立材採取工</p> <p>1 【省略】 （1）【省略】 <u>1）</u> 【省略】 <u>2）</u> 【省略】 （2）～（3）【省略】 （4）【省略】 <u>1）</u> 【省略】 <u>2）</u> 【省略】</p>	<p>字句修正</p> <p>行頭文字の字句修正</p> <p>行頭文字の字句修正</p>

新 旧 対 照 表

【 土木工事共通仕様書 】 農業農村整備事業編

改 正 後	現 行	備 考
<p>ウ【省略】 2【省略】</p> <p>第6節 ～ 第7節 【 省 略 】</p> <p>第8節 フィルダム堤体工</p> <p>10-8-1 盛立工</p> <p>1【省略】 受注者は、次の場合には監督員の指示に従い、本章 10-4-1 堤体頂部及び堤体部掘削 5 基礎地盤面の処理（5）の基礎地盤清掃を行い、盛立直前に監督員の再確認を受けなければならない。</p> <p>（1）～（2）【省略】</p> <p>2【省略】 （1）～（4）【省略】 （5）【省略】</p> <p>ア【省略】 イ【省略】 ウ【省略】 （6）【省略】</p> <p>ア【省略】 イ【省略】 （7）～（11）【省略】</p> <p>3【省略】 4【省略】 5【省略】 6【省略】 7【省略】</p> <p>10-8-2 ～ 10-8-4 【 省 略 】</p> <p>第9節 監査廊</p> <p>10-9-1 掘削工</p> <p>掘削工の施工については、本章 10-4-1 堤体頂部及び堤体部掘削の規定によるものとする。</p>	<p>3)【省略】 2【省略】</p> <p>第6節 ～ 第7節 【 省 略 】</p> <p>第8節 フィルダム堤体工</p> <p>10-8-1 盛立工</p> <p>1【省略】 受注者は、次の場合には監督員の指示に従い、本章 10-4-2 堤体部掘削 5 基礎地盤面の処理（5）の基礎地盤清掃を行い、盛立直前に監督員の再確認を受けなければならない。</p> <p>1）～（2）【省略】</p> <p>2【省略】 （1）～（4）【省略】 （5）【省略】</p> <p>1)【省略】 2)【省略】 3)【省略】 （6）【省略】</p> <p>1)【省略】 2)【省略】 （7）～（11）【省略】</p> <p>3【省略】 4【省略】 5【省略】 6【省略】 7【省略】</p> <p>10-8-2 ～ 10-8-4 【 省 略 】</p> <p>第9節 監査廊</p> <p>10-9-1 掘削工</p> <p>掘削工の施工については、本章 10-4-1 堤体頂部掘削の規定によるものとする。</p>	<p></p> <p style="text-align: center; color: red;">字句修正</p> <p></p> <p style="text-align: center; color: red;">字句修正</p>

新 旧 対 照 表

【 土木工事共通仕様書 】 農業農村整備事業編

改 正 後	現 行	備 考
<p>10-9-2 ～ 10-9-5 【 省 略 】</p> <p>第10節 【 省 略 】</p> <p>第11節 グラウチング工</p> <p>10-11-1 コンソリデーショングラウチング工</p> <p>1 【省略】</p> <p>2 【省略】</p> <p>3 【省略】</p> <p> (1) 【省略】</p> <p> (2) 【省略】</p> <p> ア 【省略】</p> <p> イ 【省略】</p> <p> ウ 【省略】</p> <p> エ 【省略】</p> <p> オ 【省略】</p> <p> カ 【省略】</p> <p> (3) 【省略】</p> <p> ア 【省略】</p> <p> イ 【省略】</p> <p>4 【省略】</p> <p> (1) ～ (2) 【省略】</p> <p> (3) 【省略】</p> <p> ア 【省略】</p> <p> イ 【省略】</p> <p> ウ 【省略】</p> <p> (4) ～ (6) 【省略】</p> <p> (7) 【省略】</p> <p> ア 【省略】</p> <p> イ 【省略】</p> <p> ウ 【省略】</p> <p> エ 【省略】</p> <p> オ 【省略】</p> <p> カ 【省略】</p> <p> キ 【省略】</p>	<p>10-9-2 ～ 10-9-5 【 省 略 】</p> <p>第10節 【 省 略 】</p> <p>第11節 グラウチング工</p> <p>10-11-1 コンソリデーショングラウチング工</p> <p>1 【省略】</p> <p>2 【省略】</p> <p>3 【省略】</p> <p> (1) 【省略】</p> <p> (2) 【省略】</p> <p> <u>1)</u> 【省略】</p> <p> <u>2)</u> 【省略】</p> <p> <u>3)</u> 【省略】</p> <p> <u>4)</u> 【省略】</p> <p> <u>5)</u> 【省略】</p> <p> <u>6)</u> 【省略】</p> <p> (2) 【省略】</p> <p> <u>1)</u> 【省略】</p> <p> <u>2)</u> 【省略】</p> <p>4 【省略】</p> <p> (1) ～ (2) 【省略】</p> <p> (3) 【省略】</p> <p> <u>1)</u> 【省略】</p> <p> <u>2)</u> 【省略】</p> <p> <u>3)</u> 【省略】</p> <p> (4) ～ (6) 【省略】</p> <p> (7) 【省略】</p> <p> <u>1)</u> 【省略】</p> <p> <u>2)</u> 【省略】</p> <p> <u>3)</u> 【省略】</p> <p> <u>4)</u> 【省略】</p> <p> <u>5)</u> 【省略】</p> <p> <u>6)</u> 【省略】</p> <p> <u>7)</u> 【省略】</p>	<p style="color: red;">行頭文字の字句 修正</p>

新 旧 対 照 表

【 土木工事共通仕様書 】 農業農村整備事業編

改 正 後	現 行	備 考
<p>(8)【省略】</p> <p>10-11-2 【 省 略 】</p> <p>10-11-3 カーテングラウチング工及び補助カーテングラウチング工</p> <p>カーテングラウチング工及び補助カーテングラウチング工の施工については、本章 10-11-1 コンソリデーショングラウチング工の規定によるものとする</p> <p>第12節 ～ 第14節 【 省 略 】</p> <p style="text-align: center;">第11章 コンクリートダム工事</p> <p>第1節 ～ 第3節 【 省 略 】</p> <p>第4節 基礎掘削工</p> <p>11-4-1 堤体頂部掘削、11-4-2 堤体部掘削【 省 略 】</p> <p>1 【省略】 堤体頂部掘削の掘削分類については、第2編 10-4-1 堤体頂部及び堤体部掘削 1 掘削分類の規定によるものとする。</p> <p>2 【省略】 過堀の処理については、第2編 10-4-1 堤体頂部及び堤体部掘削 2 過堀の処理によるものとする。</p> <p>3 【省略】 付帯構造物の施工については、第2編 10-4-1 堤体頂部及び堤体部掘削 3 付帯構造物の規定によるものとする。</p> <p>4 【省略】 発破の制限については、第2編 10-4-1 堤体頂部及び堤体部掘削 4 発破の制限の規定によるものとする。</p> <p>5 【省略】 基礎地盤面処理については、第2編 10-4-1 堤体頂部及び堤体部掘削 5 基礎地盤面の処理の規定によるものとする。</p>	<p>(8)【省略】</p> <p>10-11-2 【 省 略 】</p> <p>10-11-3 カーテン・補助カーテングラウチング工</p> <p>カーテン・補助カーテングラウチング工の施工については、本章 10-11-1 コンソリデーショングラウチング工の規定によるものとする。</p> <p>第12節 ～ 第14節 【 省 略 】</p> <p style="text-align: center;">第11章 コンクリートダム工事</p> <p>第1節 ～ 第3節 【 省 略 】</p> <p>第4節 基礎掘削工</p> <p>11-4-1 堤体頂部掘削、11-4-2 堤体部掘削【 省 略 】</p> <p>1 【省略】 堤体頂部掘削の掘削分類については、第2編 10-4-1 堤体頂部掘削、第2編 10-4-2 堤体部掘削 1 掘削分類の規定によるものとする。</p> <p>2 【省略】 過堀の処理については、第2編 10-4-1 堤体頂部掘削、第2編 10-4-2 堤体部掘削 2 過堀の処理によるものとする。</p> <p>3 【省略】 付帯構造物の施工については、第2編 10-4-1 堤体頂部掘削、第2編 10-4-2 堤体部掘削 3 付帯構造物の規定によるものとする。</p> <p>4 【省略】 発破の制限については、第2編 10-4-1 堤体頂部掘削、第2編 10-4-2 堤体部掘削 4 発破の制限の規定によるものとする。</p> <p>5 【省略】 基礎地盤面処理については、第2編 10-4-1 堤体頂部掘削、第2編 10-4-2 堤体部掘削 5 基礎地盤面の処理の規定によるものとする。</p>	<p></p> <p style="color: red;">字句修正</p> <p></p> <p style="color: red;">字句修正</p>

新 旧 対 照 表

【 土木工事共通仕様書 】 農業農村整備事業編

改 正 後	現 行	備 考
<p>6 【省略】 不良岩等の処理については、第2編 10-4-1 堤体頂部及び堤体部掘削 6 不良岩等の処理の規定によるものとする。</p> <p>7 【省略】 基礎地盤の確認及び検査については、第2編 10-4-1 堤体頂部及び堤体部掘削 7 基礎地盤の確認及び検査の規定によるものとする。</p> <p>8 【省略】 基礎地盤確認後の再処理については、第2編 10-8-1 盛立工 1 基礎地盤確認後の再処理の規定によるものとする。</p> <p>第5節 【 省 略 】</p> <p>第6節 堤体工</p> <p>11-6-1 【 省 略 】</p> <p>11-6-2 コンクリート打設</p> <p>1～2 【省略】</p> <p>3 【省略】</p> <p>(1)～(3) 【省略】</p> <p>(4) 【省略】</p> <p>ア 【省略】</p> <p>イ 【省略】</p> <p>ウ 【省略】</p> <p>(5) 【省略】</p> <p>ア 【省略】</p> <p>イ 【省略】</p> <p>ウ 【省略】</p> <p>(6)～(7) 【省略】</p> <p>(8) 【省略】</p> <p>ア 【省略】</p> <p>イ 【省略】</p> <p>ウ 【省略】</p> <p>エ 【省略】</p>	<p>る。</p> <p>6 【省略】 不良岩等の処理については、第2編 10-4-1 堤体頂部掘削、第2編 10-4-2 堤体部掘削 6 不良岩等の処理の規定によるものとする。</p> <p>7 【省略】 基礎地盤の確認及び検査については、第2編 10-4-1 堤体頂部掘削、第2編 10-4-2 堤体部掘削 7 基礎地盤の確認及び検査の規定によるものとする。</p> <p>8 【省略】 基礎地盤確認後の再処理については、第2編 10-8-1 盛立工 1 基礎地盤確認後の再処理の規定によるものとする。</p> <p>第5節 【 省 略 】</p> <p>第6節 堤体工</p> <p>11-6-1 【 省 略 】</p> <p>11-6-2 コンクリート打設</p> <p>1～2. 【省略】</p> <p>3. 【省略】</p> <p>(1)～(3) 【省略】</p> <p>(4) 【省略】</p> <p>1) 【省略】</p> <p>2) 【省略】</p> <p>3) 【省略】</p> <p>(5) 【省略】</p> <p>1) 【省略】</p> <p>2) 【省略】</p> <p>3) 【省略】</p> <p>(6)～(7) 【省略】</p> <p>(8) 【省略】</p> <p>1) 【省略】</p> <p>2) 【省略】</p> <p>3) 【省略】</p> <p>4) 【省略】</p>	<p>行頭文字の字句修正</p>

新 旧 対 照 表

【 土木工事共通仕様書 】 農業農村整備事業編

改 正 後	現 行	備 考
<p>(9) ~ (10) 【省略】 4 ~ 6 【省略】</p> <p>11-6-3 ~ 11-6-4 【 省 略 】</p> <p>11-6-5 冷却工 1 ~ 3 【省略】 3 【省略】 (1) 【省略】 ア 【省略】 イ 【省略】 ウ 【省略】 エ 【省略】 オ 【省略】 カ 【省略】 (2) 【省略】 4 【省略】 (1) ~ (3) 【省略】 (4) 【省略】 ア 【省略】 イ 【省略】 ウ 【省略】 エ 【省略】 5 【省略】</p> <p>11-6-6 継目グラウチング 1 【省略】 2 【省略】 3 【省略】 (1) 【省略】 ア 【省略】 イ 【省略】 ウ 【省略】 (2) ~ (3) 【省略】 4 【省略】 (1) 【省略】</p>	<p>(9) ~ (10) 【省略】 4 ~ 6 【省略】</p> <p>11-6-3 ~ 11-6-4 【 省 略 】</p> <p>11-6-5 冷却工 1 ~ 2 【省略】 3 【省略】 (1) 【省略】 1) 【省略】 2) 【省略】 3) 【省略】 4) 【省略】 5) 【省略】 6) 【省略】 (2) 【省略】 4 【省略】 (1) ~ (3) 【省略】 (4) 【省略】 1) 【省略】 2) 【省略】 3) 【省略】 4) 【省略】 5. 【省略】</p> <p>11-6-6 継目グラウチング 1. 【省略】 2. 【省略】 3. 【省略】 (1) 【省略】 1) 【省略】 2) 【省略】 3) 【省略】 (2) ~ (3) 【省略】 4. 【省略】 (1) 【省略】</p>	<p style="color: red;">行頭文字の字句 修正</p>

新 旧 対 照 表

【 土木工事共通仕様書 】 農業農村整備事業編

改 正 後	現 行	備 考
<p> ア【省略】 イ【省略】 ウ【省略】 エ【省略】 (2)【省略】 (3)【省略】 ア【省略】 イ【省略】 (4)【省略】 ア【省略】 イ【省略】 ウ【省略】 エ【省略】 オ【省略】 カ【省略】 (5)【省略】 ア【省略】 イ【省略】 ウ【省略】 </p> <p>11-6-7 ~ 11-6-8 【 省 略 】</p> <p>第7節 グラウチング工</p> <p>11-7-1 ~ 11-7-2 【 省 略 】</p> <p>11-7-3 カーテングラウチング工及び補助カーテングラウチング工</p> <p style="margin-left: 20px;">カーテングラウチング工及び補助カーテングラウチング工の施工については、第2編 10-11-3 カーテングラウチング工及び補助カーテングラウチング工の規定によるものとする。</p> <p>第8節 【 省 略 】</p> <p style="text-align: center;">第12章 PC橋工事</p>	<p> 1)【省略】 2)【省略】 3)【省略】 4)【省略】 (2)【省略】 (3)【省略】 1)【省略】 2)【省略】 (4)【省略】 1)【省略】 2)【省略】 3)【省略】 4)【省略】 5)【省略】 6)【省略】 (5)【省略】 1)【省略】 2)【省略】 3)【省略】 </p> <p>11-6-7 ~ 11-6-8 【 省 略 】</p> <p>第7節 グラウチング工</p> <p>11-7-1 ~ 11-7-2 【 省 略 】</p> <p>11-7-3 カーテン・補助カーテングラウチング工</p> <p style="margin-left: 20px;">カーテン・補助カーテングラウチング工の施工については、第2編 10-11-3 カーテン・補助カーテングラウチング工の規定によるものとする。</p> <p>第8節 【 省 略 】</p> <p style="text-align: center;">第12章 PC橋工事</p>	<p style="color: red;">字句修正</p>

新 旧 対 照 表

【 土木工事共通仕様書 】 農業農村整備事業編

改 正 後	現 行	備 考
<p>第1節 ～ 第2節 【 省 略 】</p> <p>第3節 コンクリート橋架設工</p> <p>12-3-1 【 省 略 】</p> <p>12-3-2 横組工</p> <p>1 ～3 【省略】</p> <p>4 【省略】</p> <p>(1) ～ (5) 【省略】</p> <p>(6) 暑中における施工については、グラウトの温度上昇、過早な硬化などがないようにしなければならない。</p> <p>なお、注入時のグラウトの温度は35℃を超えてはならない。</p> <p>12-3-3 【 省 略 】</p> <p>第4節 橋梁付帯物工</p> <p>12-4-1 ～ 12-4-4 【 省 略 】</p> <p>12-4-5 横組工</p> <p>1 受注者は、橋梁用防護柵工の施工については、設計図書に従い、正しい位置、勾配、平面線形に設置しなければならない。</p> <p>2 鋼製材料の支柱をコンクリートに埋め込む場合（支柱を土中に埋め込む場合であって地表面をコンクリートで覆う場合を含む。）において、支柱地際部の比較的早期の劣化が想定される以下のような場所には、一般的な防錆又は防食処理方法に加え、必要に応じて支柱地際部の防錆又は防食強化を図らなければならない。</p> <p>(1) 地中に近接し、潮風が強く当たる場所</p> <p>(2) 雨水や凍結防止剤を含んだ水分による影響を受ける可能性がある場所</p> <p>(3) 路面上の水を路側に排水する際、その途上に支柱がある場合</p> <p>12-4-6 ～ 12-4-7 【 省 略 】</p> <p>12-4-8 現場塗装工</p>	<p>第1節 ～ 第2節 【 省 略 】</p> <p>第3節 コンクリート橋架設工</p> <p>12-3-1 【 省 略 】</p> <p>12-3-2 横組工</p> <p>1 ～3 【省略】</p> <p>4 【省略】</p> <p>(1) ～ (5) 【省略】</p> <p>(6) 暑中における<u>グラウトの施工</u>については、グラウトの温度上昇、<u>過速</u>な硬化などがないようにしなければならない。</p> <p>なお、注入時のグラウトの温度は35℃を超えてはならない。</p> <p>12-3-3 【 省 略 】</p> <p>第4節 橋梁付帯物工</p> <p>12-4-1 ～ 12-4-4 【 省 略 】</p> <p>12-4-5 横組工</p> <p>(1) 受注者は、橋梁用防護柵工の施工については、設計図書に従い、正しい位置、勾配、平面線形に設置しなければならない。</p> <p>(2) 鋼製材料の支柱をコンクリートに埋め込む場合（支柱を土中に埋め込む場合であって地表面をコンクリートで覆う場合を含む。）において、支柱地際部の比較的早期の劣化が想定される以下のような場所には、一般的な防錆・防食処理方法に加え、必要に応じて支柱地際部の防錆・防食強化を図らなければならない。</p> <p>①地中に近接し、潮風が強く当たる場所</p> <p>②雨水や凍結防止剤を含んだ水分による影響を受ける可能性がある場所</p> <p>③路面上の水を路側に排水する際、その途上に支柱がある場合</p> <p>12-4-6 ～ 12-4-7 【 省 略 】</p> <p>12-4-8 現場塗装工</p>	<p></p> <p style="color: red;">字句修正</p> <p></p> <p style="color: red;">字句修正</p>

新 旧 対 照 表

【 土木工事共通仕様書 】 農業農村整備事業編

改 正 後	現 行	備 考																				
<p>1～16 【省略】 (1)～(2) 【省略】 (3) 受注者は、同一工事、同一塗装系、同一塗装方法により塗装された500㎡単位毎に25点(1点当たり5回測定)以上塗膜厚の測定をしなければならない。ただし、1ロットの面積が200㎡に満たない場合は10㎡ごとに1点とする。 (4)～(7) 【省略】</p> <p>第5節 舗装工</p> <p>12-5-1 ～ 12-5-2 【 省 略 】</p> <p>12-5-3 グースアスファルト舗装工 1～8 【省略】 9 受注者は、設計アスファルト量の決定について、次の規定によらなければならない。 (1) 示方配合されたグースアスファルト混合物は表12-5-4の基準値を満足するものでなければならない。 表12-5-4 グースアスファルトの基準値</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 70%;">項 目</th> <th style="width: 30%;">基 準 値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>流動性試験、リュエル流動性(240℃)</td> <td style="text-align: center;">3～20 sec</td> </tr> <tr> <td>貫入量試験、貫入量(40℃、52.5kg/5cm²、30分)</td> <td style="text-align: center;">表層1～4 mm 基層1～6 mm</td> </tr> <tr> <td>ホイットラッキング試験、動的安定度(60℃、6.4kg/cm²)</td> <td style="text-align: center;">300回/mm以上</td> </tr> <tr> <td>曲げ試験、破断ひずみ(-10℃、50mm/min)</td> <td style="text-align: center;">8.0×10⁻³以上</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2)～(5) 【省略】 10～11 【省略】 12 受注者は、敷均しの施工に当たり、次の規定によらなければならない。 (1)～(3) 【省略】 (4) 監督員が承諾した場合を除き、気温が5℃以下のときに施工してはならない。 13 【省略】</p> <p>12-5-4 【 省 略 】</p> <p>第6節 【 省 略 】</p>	項 目	基 準 値	流動性試験、リュエル流動性(240℃)	3～20 sec	貫入量試験、貫入量(40℃、52.5kg/5cm ² 、30分)	表層1～4 mm 基層1～6 mm	ホイットラッキング試験、動的安定度(60℃、6.4kg/cm ²)	300回/mm以上	曲げ試験、破断ひずみ(-10℃、50mm/min)	8.0×10 ⁻³ 以上	<p>1～16 【省略】 (1)～(2) 【省略】 (3) 受注者は、同一工事、同一塗装系、同一塗装方法により塗装された500㎡単位毎に25箇所(1箇所当たり5点測定)以上塗膜厚の測定をしなければならない。ただし、1ロットの面積が200㎡に満たない場合は10㎡ごとに1点とする。 (4)～(7) 【省略】</p> <p>第5節 舗装工</p> <p>12-5-1 ～ 12-5-2 【 省 略 】</p> <p>12-5-3 グースアスファルト舗装工 1～8 【省略】 9 受注者は、設計アスファルト量の決定について、次の規定によらなければならない。 (1) 示方配合されたグースアスファルト混合物は表12-5-4の基準値を満足するものでなければならない。 表12-5-4 グースアスファルトの基準値</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 70%;">項 目</th> <th style="width: 30%;">基 準 値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>流動性試験、リュエル流動性(240℃)</td> <td style="text-align: center;">sec 3～20</td> </tr> <tr> <td>貫入量試験、貫入量(40℃、52.5kg/5cm²、30分)</td> <td style="text-align: center;">mm 表層1～4 基層1～6</td> </tr> <tr> <td>ホイットラッキング試験、動的安定度(60℃、6.4kg/cm²)</td> <td style="text-align: center;">回/mm 300以上</td> </tr> <tr> <td>曲げ試験、破断ひずみ(-10℃、50mm/min)</td> <td style="text-align: center;">8.0×10⁻³以上</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2)～(5) 【省略】 10～11 【省略】 12 受注者は、敷均しの施工に当たり、次の規定によらなければならない。 (1)～(3) 【省略】 (4) 気温が5℃以上のときに施工しなければならない。 13 【省略】</p> <p>12-5-4 【 省 略 】</p> <p>第6節 【 省 略 】</p>	項 目	基 準 値	流動性試験、リュエル流動性(240℃)	sec 3～20	貫入量試験、貫入量(40℃、52.5kg/5cm ² 、30分)	mm 表層1～4 基層1～6	ホイットラッキング試験、動的安定度(60℃、6.4kg/cm ²)	回/mm 300以上	曲げ試験、破断ひずみ(-10℃、50mm/min)	8.0×10 ⁻³ 以上	<p>字句修正</p> <p>字句修正</p> <p>監督承諾の追記</p>
項 目	基 準 値																					
流動性試験、リュエル流動性(240℃)	3～20 sec																					
貫入量試験、貫入量(40℃、52.5kg/5cm ² 、30分)	表層1～4 mm 基層1～6 mm																					
ホイットラッキング試験、動的安定度(60℃、6.4kg/cm ²)	300回/mm以上																					
曲げ試験、破断ひずみ(-10℃、50mm/min)	8.0×10 ⁻³ 以上																					
項 目	基 準 値																					
流動性試験、リュエル流動性(240℃)	sec 3～20																					
貫入量試験、貫入量(40℃、52.5kg/5cm ² 、30分)	mm 表層1～4 基層1～6																					
ホイットラッキング試験、動的安定度(60℃、6.4kg/cm ²)	回/mm 300以上																					
曲げ試験、破断ひずみ(-10℃、50mm/min)	8.0×10 ⁻³ 以上																					

新 旧 対 照 表

【 土木工事共通仕様書 】 農業農村整備事業編

改 正 後	現 行	備 考
<p style="text-align: center;">第13章 橋梁下部工事</p> <p>第1節 ～ 第3節 【 省 略 】</p> <p>第4節 橋台工</p> <p>13-4-1 ～ 14-4-3 【 省 略 】</p> <p>13-4-4 躯体工</p> <p style="margin-left: 20px;">1 【省略】</p> <p style="margin-left: 20px;">2 型枠、支保及び足場の施工については、第2編第1章第8節型枠及び支保、第2編1-20-11足場工の規定によるものとする。</p> <p style="margin-left: 20px;">3 ～14【省略】</p> <p>第5節 ～ 第7節 【 省 略 】</p> <p style="text-align: center;">第14章 頭首工工事</p> <p>第1節 ～ 第8節 【 省 略 】</p> <p>第9節 管理橋上部工</p> <p>14-9-1 【 省 略 】</p> <p>14-9-2 プレテンション桁の購入</p> <p style="margin-left: 20px;">1 【省略】</p> <p style="margin-left: 20px;">2 【省略】</p> <p style="margin-left: 40px;">(1) ～ (2)【省略】</p> <p style="margin-left: 40px;">(3) コンクリートの施工は、次の規定によるものとする。</p> <p style="margin-left: 60px;">ア 振動数の多い振動機を用いて、十分に締固めて製作する。</p> <p style="margin-left: 60px;">イ 蒸気養生を行う場合、コンクリートの打込み後2時間以上経過してから加熱を始めて製作するものとし、養生終了後、急激に温度を降下させないよう留意しなければならない。</p> <p style="margin-left: 60px;">なお、養生室の温度上昇は1時間当たり15℃以下とし、養生中</p>	<p style="text-align: center;">第13章 橋梁下部工事</p> <p>第1節 ～ 第3節 【 省 略 】</p> <p>第4節 橋台工</p> <p>13-4-1 ～ 14-4-3 【 省 略 】</p> <p>13-4-4 躯体工</p> <p style="margin-left: 20px;">1 【省略】</p> <p style="margin-left: 20px;">2 <u>型枠及び支保、足場</u>の施工については、第2編第1章第8節型枠及び支保の規定によるものとする。</p> <p style="margin-left: 20px;">3 ～14【省略】</p> <p>第5節 ～ 第7節 【 省 略 】</p> <p style="text-align: center;">第14章 頭首工工事</p> <p>第1節 ～ 第8節 【 省 略 】</p> <p>第9節 管理橋上部工</p> <p>14-9-1 【 省 略 】</p> <p>14-9-2 プレテンション桁の購入工</p> <p style="margin-left: 20px;">1 【省略】</p> <p style="margin-left: 20px;">2 【省略】</p> <p style="margin-left: 40px;">(1) ～ (2)【省略】</p> <p style="margin-left: 40px;">(3) <u>コンクリートの施工については、次の規定により製作されたもの。</u></p> <p style="margin-left: 60px;"><u>1) 振動数の多い振動機を用いて、十分に締固めて製作されたもの。</u></p> <p style="margin-left: 60px;"><u>2) 蒸気養生を行う場合は、コンクリートの打込み後2時間以上経過してから加熱を始めて製作されたもの。また、養生室の温度上昇は1時間当たり15℃以下とし、養生中の温度は65℃以下として製作されたもの。</u></p>	<p></p> <p style="color: red;">字句修正</p> <p></p> <p style="color: red;">字句修正</p>

新 旧 対 照 表

【 土木工事共通仕様書 】 農業農村整備事業編

改 正 後	現 行	備 考
<p>の温度は 65 °C 以下として製作するものとする。</p> <p>(4) プレストレスの導入については、固定装置を徐々にゆるめ、各 P C 鋼材が一様にゆるめられるようにし、部材の移動を拘束しないようにして製作されたもの。</p> <p>14-9-3 【 省 略 】</p> <p>14-9-4 プレキャストブロック桁の購入 プレキャストブロック桁を購入する場合は、本章 14-9-2 プレテンション桁の購入の規定によるものとする。</p> <p>14-9-5 ～ 14-5-12 【 省 略 】</p> <p style="text-align: center;">第15章 ～ 第17章 【 省 略 】</p> <p style="text-align: center;">第18章 ため池改修工事</p> <p>第1節 ～ 第2節 【 省 略 】</p> <p>第3節 堤体工</p> <p>18-3-1 ～ 18-3-8 【 省 略 】</p> <p>18-3-9 掘削土の搬出工</p> <p>1 受注者は、泥土等軟弱な土砂を現場外へ搬出する場合、「建設汚泥処理土利用基準」の第4種処理土相当以上(コーン指数(qc)が 200kN/m²以上又は一軸圧縮強度(qu)が 50kN/m²以上)に改良しなければならない。 なお、第4種処理土相当以下の泥土等軟弱な土砂を現場外へ搬出する必要がある場合は、監督員と協議するものとする。</p> <p>2 受注者は、泥土を他事業、他工事で再利用する場合、事前に泥土に含まれる有害物質に関する試験を行い、「土壌汚染対策法」を満たしていることを確認するものとする。 なお、基準を満たしていない場合は監督員と協議するものとする。</p>	<p>(4) プレストレスの導入については、固定装置を徐々にゆるめ、各 P C 鋼材が一様にゆるめられるようにして製作されたもの。また、部材の移動を拘束しないようにして製作されたもの。<u>また、養生終了後は急激に温度を降下させてはならない。</u></p> <p>4-9-3 【 省 略 】</p> <p>14-9-4 プレキャストブロック桁の購入工 プレキャストブロック購入については、本章 14-9-2 プレテンション桁購入工の規定によるものとする。</p> <p>14-9-5 ～ 14-5-12 【 省 略 】</p> <p style="text-align: center;">第15章 ～ 第17章 【 省 略 】</p> <p style="text-align: center;">第18章 ため池改修工事</p> <p>第1節 ～ 第2節 【 省 略 】</p> <p>第3節 堤体工</p> <p>18-3-1 ～ 18-3-8 【 省 略 】</p> <p>18-3-9 掘削土の搬出工</p> <p>1 受注者は、泥土等軟弱な土砂を現場外へ搬出する場合、<u>建設汚泥再生利用技術基準(案)</u>の第4種建設発生土相当以上(コーン指数(qc)が 200kN/m²以上若しくは一軸圧縮強度(qu)が 50kN/m²以上)に改良しなければならない。 なお、第4種建設発生土相当以下の泥土等軟弱な土砂を現場外へ搬出する必要がある場合は、監督員と協議するものとする。</p> <p>2 受注者は、泥土を他事業、他工事で再利用する場合、事前に泥土に含まれる有害物質に関する試験を行い、「<u>水質汚濁防止法に基づく排水基準(一律排水基準)</u>」を満たしていることを確認するものとする。 なお、基準を満たしていない場合は監督員と協議するものとする。</p>	<p></p> <p style="text-align: right; color: red;">字句修正</p> <p></p> <p style="text-align: right; color: red;">建設汚泥再生利用技術基準の改正</p>

新 旧 対 照 表

【 土木工事共通仕様書 】 農業農村整備事業編

改 正 後	現 行	備 考
<p>18-3-10 ~ 18-3-12 【 省 略 】</p> <p style="text-align: center;">第19章 推進工事</p> <p>第1節 ~ 第4節 【 省 略 】</p> <p>第5節 仮設工</p> <p>19-5-1 通信<b style="color: red;">及び換気設備工</p> <p>19-5-2 ~ 19-5-6 【 省 略 】</p>	<p>18-3-10 ~ 18-3-12 【 省 略 】</p> <p style="text-align: center;">第19章 推進工事</p> <p>第1節 ~ 第4節 【 省 略 】</p> <p>第5節 仮設工</p> <p>19-5-1 通信・換気設備工</p> <p>19-5-2 ~ 19-5-6 【 省 略 】</p>	

新 旧 対 照 表

【 土木工事共通仕様書 】 森林整備保全事業編

改 正 後	現 行	備 考
<p style="text-align: center;">第3編 森林整備保全事業編</p> <p style="text-align: center;">第1部 森林土木工事共通</p> <p style="text-align: center;">第1章 【 省 略 】</p> <p style="text-align: center;">第2章 鉄筋・無筋コンクリート</p> <p>第1節 ～ 第3節 【 省 略 】</p> <p>第4節 現場練りコンクリート</p> <p style="padding-left: 20px;">2-4-1 ～ 2-4-3 【 省 略 】</p> <p style="padding-left: 20px;">2-4-4 材料の計量及び練混ぜ</p> <p style="padding-left: 40px;">1 【 省 略 】</p> <p style="padding-left: 40px;">2 材料の計量</p> <p style="padding-left: 60px;">(1) ～ (5) 【省略】</p> <p style="padding-left: 60px;">(6) 受注者は、各材料を、<u>バッチ</u>分ずつ重量で計量しなければならない。 ただし、水及び混和剤溶液は、<u>表2-4-4に示した容積差内である場合</u>、容量で計量してもよいものとする。 なお、<u>バッチ</u>の量は、工事の種類、コンクリートの打込み量、練りませ設備、運搬方法等を考慮して定めなければならない。</p> <p style="padding-left: 40px;">(7) 【省略】</p> <p style="padding-left: 40px;">3 【 省 略 】</p> <p>第5節 運搬・打設</p> <p style="padding-left: 20px;">2-5-1 ～ 2-5-3 【 省 略 】</p> <p style="padding-left: 20px;">2-5-4 打 設</p> <p style="padding-left: 40px;">1 ～ 14 【 省 略 】</p> <p style="padding-left: 40px;">15 上層下層一体の締固め</p> <p style="padding-left: 60px;">受注者は、コンクリートを<u>二層</u>以上に分けて打込む場合、上層のコンクリ</p>	<p style="text-align: center;">第3編 森林整備保全事業編</p> <p style="text-align: center;">第1部 森林土木工事共通</p> <p style="text-align: center;">第1章 【 省 略 】</p> <p style="text-align: center;">第2章 鉄筋・無筋コンクリート</p> <p>第1節 ～ 第3節 【 省 略 】</p> <p>第4節 現場練りコンクリート</p> <p style="padding-left: 20px;">2-4-1 ～ 2-4-3 【 省 略 】</p> <p style="padding-left: 20px;">2-4-4 材料の計量及び練混ぜ</p> <p style="padding-left: 40px;">1 【 省 略 】</p> <p style="padding-left: 40px;">2 材料の計量</p> <p style="padding-left: 60px;">(1) ～ (5) 【省略】</p> <p style="padding-left: 60px;">(6) 受注者は、各材料を、<u>一練り</u>分ずつ重量で計量しなければならない。 ただし、水及び混和剤溶液は<u>容積</u>で計量してもよいものとする。 なお、<u>一練り</u>の量は、工事の種類、コンクリートの打込み量、練りませ設備、運搬方法等を考慮して定めなければならない。</p> <p style="padding-left: 40px;">(7) 【省略】</p> <p style="padding-left: 40px;">3 【 省 略 】</p> <p>第5節 運搬・打設</p> <p style="padding-left: 20px;">2-5-1 ～ 2-5-3 【 省 略 】</p> <p style="padding-left: 20px;">2-5-4 打 設</p> <p style="padding-left: 40px;">1 ～ 14 【 省 略 】</p> <p style="padding-left: 40px;">15 上層下層一体の締固め</p> <p style="padding-left: 60px;">受注者は、コンクリートを<u>2層</u>以上に分けて打込む場合、上層のコンクリ</p>	<p>字句修正</p>

新 旧 対 照 表

【 土木工事共通仕様書 】 森林整備保全事業編

改 正 後	現 行	備 考
<p>一トの打込みは、下層のコンクリートが固まり始める前に行い、上下層が一体になるように施工しなければならない。</p> <p>16 ～ 21 【 省 略 】</p> <p>2-5-5 ～ 2-5-9 【 省 略 】</p> <p>第6節 鉄筋工</p> <p>2-6-1 ～ 2-6-5 【 省 略 】</p> <p>2-6-6 ガス圧接 1 ～ 3 【 省 略 】 4 圧接面の清掃</p> <p>受注者は、圧接しようとする鉄筋の両端部を切断する場合、（公社）日本鉄筋継手協会によって認定された鉄筋冷間直角切断機を使用しなければならない。自動ガス圧接の場合、チップソーを合わせて使用するものとする。</p> <p>ただし、既に直角かつ平滑である場合又は鉄筋冷間直角切断機により切断した端面の汚損を取り除く場合は、ディスクグラインダで端面を研削するとともに、錆、油脂、塗料、セメントペースト、その他の有害な付着物を完全に除去しなければならない。</p> <p>5 ～ 6 【 省 略 】</p> <p>第7節 ～ 第14節 【 省 略 】</p> <p style="text-align: center;">第3章 一般施工</p> <p>第1節 ～ 第3節 【 省 略 】</p> <p>第4節 基礎工 3-4-1 ～ 3-4-3 【 省 略 】</p> <p>3-4-4 既製杭工 1 ～ 20 【 省 略 】 21 鋼管杭・H鋼杭の現場継手 (1) 【省略】</p>	<p>一トの打込みは、下層のコンクリートが固まり始める前に行い、<u>上層と下層</u>が一体になるように施工しなければならない。</p> <p>16 ～ 21 【 省 略 】</p> <p>2-5-5 ～ 2-5-9 【 省 略 】</p> <p>第6節 鉄筋工</p> <p>2-6-1 ～ 2-6-5 【 省 略 】</p> <p>2-6-6 ガス圧接 1 ～ 3 【 省 略 】 4 圧接面の清掃</p> <p>受注者は、圧接しようとする鉄筋の両端部は、（公社）日本鉄筋継手協会によって認定された鉄筋冷間直角切断機を<u>使用しなければならない</u>。自動ガス圧接の場合、チップソーを合わせて使用するものとする。</p> <p>ただし、すでに直角かつ平滑である場合や鉄筋冷間直角切断機により切断した端面の<u>汚損等</u>を取り除く場合は、ディスクグラインダで端面を研削するとともに、錆、油脂、塗料、セメントペースト、その他の有害な付着物を完全に除去しなければならない。</p> <p>5 ～ 6 【 省 略 】</p> <p>第7節 ～ 第14節 【 省 略 】</p> <p style="text-align: center;">第3章 一般施工</p> <p>第1節 ～ 第3節 【 省 略 】</p> <p>第4節 基礎工 3-4-1 ～ 3-4-3 【 省 略 】</p> <p>3-4-4 既製杭工 1 ～ 20 【 省 略 】 21 鋼管杭・H鋼杭の現場継手 (1) 【省略】</p>	<p>字句修正</p>

新 旧 対 照 表

【 土木工事共通仕様書 】 森林整備保全事業編

改 正 後	現 行	備 考																								
<p style="text-align: center;">表 3-4-9 現場円周溶接部の目違いの許容値</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">外 径</th> <th style="width: 15%;">許容値</th> <th style="width: 65%;">摘 要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>700mm 未満</td> <td>2mm 以下</td> <td>上杭と下杭の外周長の差で表し、その差を $2\text{mm} \times \pi$ 以下とする</td> </tr> <tr> <td>700mm 以上 1,016mm 以下</td> <td>3mm 以下</td> <td>上杭と下杭の外周長の差で表し、その差を $3\text{mm} \times \pi$ 以下とする。</td> </tr> <tr> <td>1,016mm を越え 2,000mm 以下</td> <td>4mm 以下</td> <td>上杭と下杭の外周長の差で表し、その差を $4\text{mm} \times \pi$ 以下とする。</td> </tr> </tbody> </table> <p>(8) ~ (9) 【省略】 12 ~ 25 【省略】</p> <p>第5節 ~ 第16節 【省略】</p> <p style="padding-left: 40px;">第2部 ~第5部 【省略】</p>	外 径	許容値	摘 要	700mm 未満	2mm 以下	上杭と下杭の外周長の差で表し、その差を $2\text{mm} \times \pi$ 以下とする	700mm 以上 1,016mm 以下	3mm 以下	上杭と下杭の外周長の差で表し、その差を $3\text{mm} \times \pi$ 以下とする。	1,016mm を越え 2,000mm 以下	4mm 以下	上杭と下杭の外周長の差で表し、その差を $4\text{mm} \times \pi$ 以下とする。	<p style="text-align: center;">表 3-4-9 現場円周溶接部の目違いの許容値</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">外 径</th> <th style="width: 15%;">許容値</th> <th style="width: 65%;">摘 要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>700mm 未満</td> <td>2mm 以下</td> <td>上杭と下杭の外周長の差で表し、その差を $2\text{mm} \times \pi$ 以下とする</td> </tr> <tr> <td>700mm 以上 1,016mm 以下</td> <td>3mm 以下</td> <td>上杭と下杭の外周長の差で表し、その差を $3\text{mm} \times \pi$ 以下とする。</td> </tr> <tr> <td>1,016mm を越え <u>1,524mm</u> 以下</td> <td>4mm 以下</td> <td>上杭と下杭の外周長の差で表し、その差を $4\text{mm} \times \pi$ 以下とする。</td> </tr> </tbody> </table> <p>(8) ~ (9) 【省略】 12 ~ 25 【省略】</p> <p>第5節 ~ 第16節 【省略】</p> <p style="padding-left: 40px;">第2部 ~第5部 【省略】</p>	外 径	許容値	摘 要	700mm 未満	2mm 以下	上杭と下杭の外周長の差で表し、その差を $2\text{mm} \times \pi$ 以下とする	700mm 以上 1,016mm 以下	3mm 以下	上杭と下杭の外周長の差で表し、その差を $3\text{mm} \times \pi$ 以下とする。	1,016mm を越え <u>1,524mm</u> 以下	4mm 以下	上杭と下杭の外周長の差で表し、その差を $4\text{mm} \times \pi$ 以下とする。	
外 径	許容値	摘 要																								
700mm 未満	2mm 以下	上杭と下杭の外周長の差で表し、その差を $2\text{mm} \times \pi$ 以下とする																								
700mm 以上 1,016mm 以下	3mm 以下	上杭と下杭の外周長の差で表し、その差を $3\text{mm} \times \pi$ 以下とする。																								
1,016mm を越え 2,000mm 以下	4mm 以下	上杭と下杭の外周長の差で表し、その差を $4\text{mm} \times \pi$ 以下とする。																								
外 径	許容値	摘 要																								
700mm 未満	2mm 以下	上杭と下杭の外周長の差で表し、その差を $2\text{mm} \times \pi$ 以下とする																								
700mm 以上 1,016mm 以下	3mm 以下	上杭と下杭の外周長の差で表し、その差を $3\text{mm} \times \pi$ 以下とする。																								
1,016mm を越え <u>1,524mm</u> 以下	4mm 以下	上杭と下杭の外周長の差で表し、その差を $4\text{mm} \times \pi$ 以下とする。																								